

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（案）」に係る意見募集
の結果について

令和 4 年 6 月 1 4 日
出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室

本年4月13日から同年4月24日までの間、標記ロードマップ案に関する御意見を募集したところ、同ロードマップ案について128の個人・団体から御意見が寄せられました。主な御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は別紙のとおりです。

本件意見募集に係る「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」は、本日、出入国在留管理庁ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>) で公表します。

御協力ありがとうございました。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
ロードマップ全般について		
1	「外国人」という曖昧な呼称を用いず、「本邦戸籍以外」又は「日本語を常用しない者」と使い分け、対処すべきである。	本ロードマップは、外国人との共生社会の実現のための取組であり、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第2号に基づき、「外国人」という用語を使用していますが、ロードマップ（案）3ページのとおり、こうした取組においては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮するとされています。
2	「外国人」という用語自体、法令や施策などによって考え方や捉え方に揺れがあるため、この機会に「在留外国人」や「外国人住民」という用語を含めこの用語を国としてどのように考えるのかについての整理と定義が必要ではないか。	本ロードマップは、外国人との共生社会の実現のための取組であり、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第2号に基づき、「外国人」という用語を使用していますが、ロードマップ（案）3ページのとおり、こうした取組においては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮するとされています。 また、御指摘の点について整理の上、ロードマップに追記しました。
3	ロードマップの作成に賛成である。 この取組により、外国にルーツがある人が日本で安心・安全に生活しやすくなり、学習・労働・育児等生活しやすくなることを望む。 また、日本人にとっても、外国にルーツがある人々と生活する機会があることは良い経験になると考える。	賛同の御意見として承ります。本ロードマップに基づき、外国人との共生社会の実現に向け、着実に取り組んでまいります。
4	外国人との共生社会を目指すのであれば、西暦を使うことが望ましい。	御指摘を踏まえ、「元号（西暦）」の表記としました。
5	5ページの9行目「(2020)」は他の箇所と同様に削除したほうがよい。	御指摘を踏まえ、「元号（西暦）」となるよう、各表記を修正しました。
6	「市町村」は「市区町村」の誤記ではないか。	御指摘を踏まえ、「市区町村」に修正しました。
7	ロードマップ以前に計画が破綻している。人口減少・景気後退に対する数字の水増しのために海外の方を利用しているようにしか見えません。それを共生社会という言葉で見えなくしているだけに思う。	（御意見の趣旨が明らかではありませんが、）本ロードマップ（案）では、我が国が目指すべき共生社会のビジョン、そのビジョンを実現するための中長期的な課題及び具体的施策を示しており、本ロードマップに基づき、共生社会の実現に向けた取組を一層推進してまいります。
8	ロードマップ（案）は、これまでの「総合的対応策」を課題別に並び替えただけの個別施策の計画表にすぎないという印象で、一歩前に進む新たな施策や方向性が見えてこない。そして、「共生」よりも「在留管理」に力点が置かれているのではないか。	本ロードマップ（案）は、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の意見等を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題、具体的施策に係る工程表を示すものです。 今後は、ロードマップと単年度の取組を示す総合的対応策を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた取組を一層推進していくこととしています。 なお、在留管理は「共生社会の基盤整備に向けた取組」の「（3）力 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」として4施策ありますが、これらは外国人との共生社会の実現のための基盤になるものです。
9	外国人受入れ政策（「移民政策」という呼称もある）は、すぐれて日本独自の問題であり、世界各国の事例を参考にすることはあっても良いが、「ドイツでは」とか「韓国では」といった議論にはあまり意味がないと考える。日本の実情に合った共生社会の実現に向けて、目標達成と課題解決のためのロードマップが作られることを期待する。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
10	「外国人との共生社会」は、単に日本人と外国人という2つの要素のありようからだけでは実現しない。その基盤となるのがダイバーシティ&インクルージョンであることから、ロードマップは、新しい資本主義や非財務情報の可視化、人的資本情報の開示に関する政策と接続しつつ、これを進めなければならない。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
第1 基本的な考え方		
11	1ページの2行目「在留外国人」は、「在留外国人数」のほうがよい。	御指摘を踏まえ、「在留外国人数」と修正しました。
12	「基本的な考え方」の中に、収容施設における人権問題の改善・難民認定制度の改善・仮放免者の待遇の改善について、盛り込むべきである。	本ロードマップ（案）の「1 基本的な考え方」では、在留外国人の状況の変化やこれまでの政府における外国人との共生社会実現のための取組等を踏まえて、本ロードマップを策定する意義等について、政府全体で取り組んでいくものをお示しすることとしております。 また、御指摘の点につきまして、全ての入管職員の意識改革のために「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定し、その着実な浸透を図るなど、名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書で示された12項目の改善策の着実な実施により、組織、業務改善に取り組んでまいります。

13	<p>一体性のある「外国人受入れ、多文化共生政策基本計画」が策定されるべきであり、その主体として外国人受入れと多文化共生推進を所掌事務とする機関が必要である。</p> <p>外国人受入れと多文化共生推進は、外国人の出入国・在留を管理する入管庁の所掌事務に包摂されないため、入管庁を主たる所掌機関とし、法務大臣を議長とする閣僚会議を主体としたりすることは誤りである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「外国人の受入れ環境の整備に関する基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）の「1 基本的な方針」において、法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされ、「2.1.に基づき行う事務の内容と関係府省」</p> <p>(1)において、法務省は、内閣官房とともに、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催するなど、法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第2項に基づき外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととされています。また、法務省の所掌事務を規定する法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第2項の規定により、「（中略）法務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。」とされています。そして、我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、内閣官房長官と法務大臣を共同議長とする外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催するとされています（「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成30年7月24日閣議口頭了解））。</p> <p>本ロードマップ（案）は、上記の法律及び閣議決定に基づき、法務省が企画及び立案並びに総合調整を行い策定するものです。</p>
14	<p>総合的対応策を推進するための法律の制定、組織の強化についての言及が必要である。</p>	<p>我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備については、法務省が企画及び立案並びに総合調整を行い、その司令塔機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとしています。</p> <p>政府においては、これまで「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・改訂するなどし、外国人との共生社会実現のために取り組んでまいりました。一般、本ロードマップにおいて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題及び具体的施策を示し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
第2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン		
15	<p>外国人を日本に受け入れる際、日本文化や伝統についての理解を求めるべきである。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの1つとして、「全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会」を掲げ、外国人に我が国の社会制度等（日本の文化や慣習を含みます。）に関する情報提供に係る取組を充実させ、外国人においては、公的義務を履行し、社会の構成員として責任を持った行動をとることが期待されるとしています。</p> <p>また、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」を掲げており、そのためには、全ての人々が社会の一員としてルールを守る社会であることが必要である（ロードマップ（案）4ページ）としています。</p>
16	<p>日本の法律を遵守し、文化を尊重することを前提に、外国人との共生社会を実現すべきである。そもそも支援前提での外国人の受入れについては反対であり、困窮した外国での生活からの脱出支援として行うべきではない。</p> <p>外国人が我が国で経済活動や生活をするための便宜を図る上で、必要な支援に限定して行うべきである。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの1つとして、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」を掲げており、そのためには、全ての人々が社会の一員としてルールを守る社会であることが必要である（ロードマップ（案）4ページ）としています。</p> <p>また、国は、外国人に対して、日本の文化や習慣、社会制度に係る情報等を提供し、外国人がそのことを理解し、習得するための仕組みを構築する必要があり、外国人においては、納税等の公的義務を履行し、社会の構成員として責任を持って行動をとることが期待されるとしています（ロードマップ（案）3ページ）。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
17	<p>日本の治安が悪化している原因は道徳的倫理的な考えを持たない外国人の急増であることは明白だ。</p> <p>さらに醜悪なのは凶悪な事件が起きても通名を使用したりして実名報道がなされず、起訴もされなかったりしている。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの1つとして、「安全・安心な社会」を掲げております。</p> <p>外国人との共生社会を実現するためには、外国人が適切に行政サービスを受け、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人々が安全・安心して暮らすことができる社会を形成していく必要があると考えています。</p> <p>また、ビジョンの「個人の尊厳と人権を尊重する社会」では、全ての人々が社会の一員としてルールを守る社会であることを必要としています。</p> <p>このようなビジョンの実現に向けた具体的な取組については、適切に対応してまいります。</p> <p>刑事事件の処分については、検察当局において、法と証拠に基づいて、適切に対処しているものと承知しております。</p>
18	<p>「能力を発揮すること」が外国人が日本に滞在できる最低条件にはならない。</p>	<p>本ロードマップ（案）では、様々な背景を有する外国人を含む全ての人々が、社会に参加し、それぞれの特性を活かしながら、能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととしており、こうした環境整備に取り組んでまいります。</p>

19	<p>3つのビジョンにおいて、「日本社会をともに作る一員」という面の積極性はどこにも書かれていない。</p> <p>国の理念として、「共生社会」を今後の日本社会や成長戦略と結び付けて必要不可欠と考えるのか、「社会全体の成長を促す」程度でとらえるのかで、このロードマップの実行可能性は大きく変わると思う。</p>	<p>本ロードマップ（案）は、我が国に在留する外国人との共生社会を実現することを目的として策定するものです。</p> <p>ビジョンの1つ目は、外国人が日本人と同様に行政サービスを享受することなどにより包摂され、全ての人々が安全・安心して生活できる社会を目指すことを掲げ、ビジョンの2つ目は、外国人を含む全ての人々が、能力を存分に発揮し、社会の一員として活躍することによって、我が国社会を多様性に富んだ活力あるものにしていくことができる社会を目指すことを掲げており、外国人を含む全ての人々が能力を発揮し、活躍することにより、成長、イノベーション等へと結び付ける好循環を実現できるものであり、共生社会の実現は、我が国の全ての人、企業、地域、ひいては社会全体の成長を促すものとして据えていく必要があります。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
20	<p>文化風習が異なるのは当然であり、なぜ日本が一方向的に包摂しなければならないのか。共生とは互いが互いへの理解があって成立するものであるが、まずビジョンが一方向的に偏っている。</p>	<p>本ロードマップ（案）で掲げている目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンは、いずれも、外国人を含む全ての人々が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心して暮らすことができる社会 ・能力を存分に発揮し、社会の一員として活躍することによる多様性に富んだ社会 ・お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会 <p>（そのために）全ての人々が社会の一員としてルールを守る社会を目指すこととしております。</p> <p>そして、外国人が日本人と同様に行政サービスを享受することにより包摂され、全ての人々が安全に安心して生活できる社会を目指すこととしております。</p>
21	<p>3ページの「（外国人が）共に生きる社会の一員として包摂される」とは、どういう状況を指すのか。全体的に外国人に日本社会に合わせることを求める取組、それを支援する取り組みが多く、包摂する側である日本社会の変容の必要性への言及が少ないと感じた。</p>	<p>外国人を含む全ての人々が、享受できる行政サービスから漏れ落ち、様々な不利な条件が重なるなどし、社会的な参加やつながりが絶たれることがないよう、「誰一人取り残さない」社会を目指していく必要があると考えています。本ロードマップ（案）では、こうした点も踏まえて、目指すべき共生社会実現のためのビジョンを実現するため、取り組むべき中長期的課題及び具体的な施策を示しているものです。</p> <p>外国人を含む全ての人々が共に社会をつくっていくことの意義について、国民の幅広い理解が必要であると認識しております。これまで、共生社会の実現に向けた意識醸成に関する取組を推進してきましたが、本ロードマップ（案）にもあるとおり、啓発活動や学校教育における共生のための教育を推進するなどし、更に意識醸成に関する取組を推進していきます。</p>
22	<p>共生社会のビジョンの1つ目の「安全・安心な社会 これからの日本社会を共に作る一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会」というのは最重要であり、推進すべきである。</p> <p>しかしこのような共生社会施策も限界があり、これ以上の外国人流入は停止することを望む。</p>	<p>「安全・安心な社会 これからの日本社会を共に作る一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会」というのは最重要であり、推進すべきである。」については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>その他の頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>共生社会の1つ目のビジョンの「外国人においては、納税等の公的義務を履行し、社会の構成員として責任を持った行動をとることが期待される。」という部分は外国人に限ったことではないので、削除すべきである。</p>	<p>外国人の中には、日本語を習得する機会や、我が国の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度を学ぶ機会が十分に提供されてこなかったために、これらに対する理解が十分でない方も存在します。こうした現状を踏まえ、本ロードマップ（案）においては、日本語教育の機会提供や、生活オリエンテーションの実施などによる我が国の社会制度等に関する情報提供に係る取組を進めていくことにしています。こうした知識を習得した外国人には、社会の構成員として責任を持った行動をとることが期待されると考えています。</p>
24	<p>共生社会の3つ目のビジョンに、意見書にある「このような観点から、特にヘイトスピーチ・ヘイトデマは、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりする原因ともなり、一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、許されるものではない。」という文言を追加すべきである。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から提出された意見書を踏まえ、目指すべき外国人との共生社会のビジョンを作成していますが、それぞれのビジョンについては、簡潔に示すこととしました。</p> <p>なお、御指摘のビジョンの趣旨は、意見書と同様のものです。</p>
25	<p>ヘイトスピーチやヘイトデマ、雇用差別や就職差別は、外国人の尊厳を傷つけ、自己肯定意識を奪うとともに、社会参加・社会参画の機会を奪うものである。対等な立場で「共に社会をつくる」ためには、差別禁止法の制定が急務である。</p>	<p>雇用等、国民生活に密接な関わりを持つ公共性の高い分野については、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。</p> <p>こうした中、包括的な差別の禁止に関する法律については、その制度の要否も含めて、様々な御意見があり、政府全体として慎重な検討を要するものと考えています。</p>
26	<p>生活保護は特定の在留資格をもつ外国人にしか認められておらず、現在、およそ半数の在日外国人が生活保護の対象外となっており、法律自体が彼らへの差別や偏見を煽っている。</p>	<p>生活保護法は日本国民のみを対象としていますが、日本人と同様に国内で制限なく活動できる在留資格等を有する外国人の方については、人道上の観点から、行政措置として、生活保護の取扱いに準じた保護を行うこととしています。</p> <p>外国人に対する保護については、生存権保障の責任は第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるとの考え方に立ちつつも、人道上の観点から、行政措置として行っているものであり、現在の取扱いを見直すことは考えておりません。</p>

27	差別や偏見について、包括的な差別禁止法がなく、住居差別や就職差別など日常生活における差別が放置されており、ヘイトスピーチについても、在留資格のない外国人はその保護の対象外とされている。このような制度的差別が共生社会の実現を阻んできた以上、それを解消することは何よりも重要である。	雇用、教育等、国民生活に密接な関わりを持つ公共性の高い分野については、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。 また、ヘイトスピーチについて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条においては、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」を「本邦外出身者」と定めていますが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解が誤りであることは、同法の附帯決議において明らかにされているところであり、本邦外出身者に対するものであるかどうかを問わず、民族や国籍を理由とする不当な差別的言動はあってはならないと考えております。
28	日本は未だ包括的な差別禁止の法整備がなされていない。相互理解の促進と差別禁止は車の両輪として同時に進められるべき。	雇用、教育等、国民生活に密接な関わりを持つ公共性の高い分野については、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。 こうした中、包括的な差別の禁止に関する法律については、その制度の要否も含めて、様々な御意見があり、政府全体として慎重な検討を要するものと考えております。
29	ロードマップでは、外国ルーツの人々に関する統計整備が挙げられていることから、そこから得られる情報を活用し、彼／彼女らが置かれている社会経済的不平等を明らかにしたうえで、適切な積極的差別是正措置の導入を検討すべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、外国人の雇用に関しては、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定めております。指針の中で、次のように定め、事業主に対応いただいております。「職業紹介事業者等に対し求人申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。」「労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取り扱いをしてはならないこと。」等
30	国際人権諸条約への言及が全くない。	本ロードマップ（案）では、目指すべき外国人との共生社会のビジョン「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の中で、「ルールを守る社会であることが必要」としており、国内法令や国際法もこのルールの中に含まれています。
31	日本は30年間給料が上がっておらず、コロナ禍の影響など、日本国民の問題だけでも多くの問題を抱えている。外国人に対して差別をすることはいけないが、自国の民も満足に助けられないのに、外国人に優しい社会にしようとする進めることにとっても疑問を感じる。外国人との共生社会を押し進めることは不可能と考える。	本ロードマップ（案）は、我が国の目指すべき外国人との共生社会は、外国人だけではなく、外国人を含む全ての人が、「安全・安心して暮らすことができる社会」、「能力を最大限発揮できる多様性に富んだ活力ある社会」、「お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」であり、このような共生社会を実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的方策を示すために策定するものです。
32	外国人ばかり優遇され、日本人の発言、行動の自由が侵害されることのないようにすべきであり、これ以上外国人が（過度に）優遇される措置はあってはならないと思う。	本ロードマップ（案）で示す我が国の目指すべき外国人との共生社会は、外国人だけではなく、外国人を含む全ての人が、「安全・安心して暮らすことができる社会」、「能力を最大限発揮できる多様性に富んだ活力ある社会」、「お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」であり、このような共生社会を実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的方策を示すために策定するものです。 全ての人が安全に安心して暮らすことができるよう適切に対応してまいります。
33	3つのビジョン、4つの重点事項について大きなフレームワークとして賛同する。 これらのビジョンを掲げるのであれば、社会のメンバーとして包摂していくことを目的とすべきであり、「外国人との共生」という表現については外国人をあくまで客体として周縁に固定化する趣旨を持ってしまうため、表現に配慮されたい。 今回のロードマップでは触れられていないが、国籍法の見直し、外国人の公務就任の状況の把握、外国人の政治参加についても継続的に議論を進める土壌を作られたい。	ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンにおいて、外国人が共に生きる社会の一員として包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会を目指すこととしています。 また、その他の2つのビジョンについても、外国人を含む全ての人が「参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ社会」、「お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を目指すこととしています。 なお、国籍法の見直しの御意見については、今後の参考とさせていただきます。 さらに、（御指摘の）「外国人の公務就任の状況の把握」に係る議論の趣旨が明らかではありませんが、国家公務員については、政府の公定解釈により「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」は、日本国民に限るとされていることを踏まえ、人事院規則8-18第9条第1項第3号において、日本の国籍を有しないものは採用試験を受けることができないと定められております。 また、地方公務員についても、その公務就任状況は把握しておりません。
34	定義を曖昧にしたままの「共生社会」の実現ではなく、5年間という中期的な「移民政策」のロードマップとするべき。	本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、3つのビジョンを掲げています。 この3つのビジョンが掲げる社会の実現を目指して取組を推進していくこととしています。 なお、本ロードマップ（案）は我が国に在留する外国人との共生社会を実現することを目的としたものです。
35	案での「外国人」とは、ほぼ外国籍者を指すようだが、外国につながるのがある（ルーツのある）人たちに関しても留意すべきではないか。	本ロードマップ（案）においては、「第2 目指すべき共生社会のビジョン」の1つ目の「安全・安心な社会」で、支援の取組においては「外国にルーツを持つ者」にも配慮を要すると明記しております。 頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
36	「社会の一員としてルールを守る社会」の意味が不鮮明である。	社会の構成員がお互いに個人の尊厳や人権を尊重し、法令等のルールを遵守する社会ということです。

37	<p>目指すべき共生社会の像として3つのビジョンが描かれたことについて賛同する。</p> <p>特に「外国人」を「日本人」と対比する形で取り出して「日本人」とは異なる異質な存在として記述するのではなく、「外国人を含む全ての人」という表現で全ての人間がこの社会においてともに生きる当事者であることが示されている点は非常に重要である。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>目指すべき外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。</p>
第3 重点事項		
38	<p>3つのビジョンを実現するための4つの重点事項を設定したことについても、意見書の提言を踏まえたものであり、賛同する。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>目指すべき外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。</p>
第4 重点事項に関する中長期的に取り組む施策		
39	<p>現在までの課題に対する取組及び実施内容の検証を踏まえ、「具体的取組」となっているのか疑問である。</p> <p>例えば、日本語教室のボランティア人材、日本語教師資格制度の問題等、現在までの取組を検証し、外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備を進めていくべきである。</p>	<p>有識者会議において、総合的対応策を含む現在までの取組及び課題を踏まえ、具体的取組が提示されました。また、政府においても、総合的対応策で毎年のフォローアップを実施し、ロードマップにおいても、このような有識者会議の意見及び総合的対応策のフォローアップを踏まえ、具体的取組を策定してまいりました。</p> <p>今回のロードマップを踏まえ、文化庁等関係各省において、さらに具体的な取組を進めていく予定です。</p>
(1) 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組		
40	<p>基礎的な日本語力については来日前までに身に付けてもらうようにすべきである。</p>	<p>海外の日本語教育事業として、国際交流基金を通じ、日本語専門家派遣、日本語教育機関支援、現地日本語教師研修、学習教材等の開発・提供等、海外の日本語教育環境の整備を実施しているところ、日本に在留する外国人の在留資格上、一定の日本語能力が求められるのは一部（特定技能、技能実習の一部、留学の一部等）であり、来日前に基礎的な日本語能力や日本の生活ルールやマナー、社会制度の知識を身に付けることは来日後の円滑な生活にも資することから、御意見を踏まえ、ロードマップに来日前の日本語教育や日本に関する情報提供に係る取組を掲げることとしました。</p>
41	<p>CEFRのような基準をしっかりと整備して、在留審査や来日後の教育に活用することが望ましい。</p>	<p>頂いた御意見は、日本語を学ぶ方々にとって、多様な日本語教育の目的に応じた質の高い日本語の能力判定の普及促進の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>地域の日本語教室は、ボランティア任せにするのではなく、国や地方公共団体が公的資金を投じて運営する体制を構築すべきである。専門的に日本語教育を学んだ日本語母語者等に専任で日本語教師として就労できる場が設けられ、日本語教育を受けた日本語非母語話者と連携することで、多文化共生社会に向けた取組を行っていくことができる。</p>	<p>現在、「公認日本語教師」、「認定日本語教育機関」の検討が進められておりますが、専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者とが連携して日本語教育を行う体制づくりも支援しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>日本語教師の質の確保のためにも、ボランティアに頼らず職業としての日本語教師を増やす努力をすべきである。</p>	<p>専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者とが連携して日本語教育を行う体制づくりも支援しております。日本語を学ぶ方々のそれぞれのニーズに合わせた日本語教育を今後展開していくためにも、頂いた御意見は、更なる日本語教育人材の育成研修の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>地域の日本語教室で日本語を教えている人はボランティアであり、「公認日本語教師（仮称）」の資格が必須となると、教え手がいなくなるおそれがある。教育の質の担保のため、有資格の日本語教師を地域日本語教室で雇うのに報酬が必要となるのであれば、その費用の支援を望む。</p>	<p>頂いた御意見は、今後、教師の資格の在り方や、当該資格と地域日本語教室との関係について検討する際の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>生活者としての外国人への十分な日本語教育の提供は、彼等が安心して生活できることに繋がりが、ひいては共に暮らす日本人の安心にも繋がりますが、地域で提供している日本語教育の担い手にはボランティアが多いため、(日本語教師の資格の有無にかかわらず)各人がそのボランティア精神から携われる時間は限られる。</p> <p>もっと質も量も十分な日本語教育を提供できるよう、ボランティアに頼るのではなく、教育のための予算をつけていただくことに期待している。</p>	<p>日本語教室については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、地域の実情に応じた多様な日本語教育の取組を支援しており、日本語教室についての実態把握や調査なども対象とし、ニーズに対応した取組の展開を支援しています。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>地域日本語教育を長期的に安定して運営するために、ボランティアに頼る今の体制ではなく、各地方公共団体の正式組織とし専門の日本語教師を常時雇用する等の見直しが必要である。</p>	<p>現在、「公認日本語教師」等の検討が進められておりますが、専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者とが連携して日本語教育を行う教室の展開を含めた地域日本語教育の体制づくりも支援しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

47	<p>日本語教室空白地域解消推進事業による日本語学習機会の提供《5》について、住む地域にかかわらず、平等に質の高い学習が入学後すぐ受けられる体制を文部科学省が中心になって作るべきである。</p> <p>また、日本語教師を国が給与を出して派遣し、質を安定させ日本語教室を運営できるようにしなければならない。</p>	<p>専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者などが連携して日本語教育を行う体制づくりも支援しております。日本語を学ぶ方々のそれぞれのニーズに合わせた日本語教育を今後展開していくためにも、頂いた御意見は、さらなる日本語教育人材の育成研修の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
48	<p>「日本語教室の設置を全国で活発化させ」空白地域に「日本語教室」を作ることで、日本人は教える立場、日本語支援の必要な人は教えられる立場という縦の関係性を打破することはできない。</p> <p>日本語を学びたい人にとってどのような方法がいいのか、学ぶ側に寄り添った環境を考えていくべきであるとともに、日本語を学びたい人には国が責任を持ってその費用を負担すべきである。</p>	<p>日本語教室空白地域における日本語教室の立ち上げについては、空白地域である市区町村を対象とし、日本語教室立ち上げに向けた実態の把握、日本語教育人材の育成、日本語教室の運営、予算確保等についての助言を行う活動を実施しています。</p> <p>また、日本語教師と日本語学習支援者が連携して日本語教育に関わることも推奨しています。こうした在り方を普及させるとともに、頂いた御意見は今後日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
49	<p>「専門性の高い支援人材の認証制度」の実施に期待している。「外国人支援」という視点を超えて、外国人を含む全ての人が社会の一員として活躍するためのプログラムを構築・展開できる人材が求められていると考える。</p> <p>生活オリエンテーション等、様々な取組を、地域の実情等に応じ適切に企画、関係機関等との連携を図り実施できる人材の育成・配置を期待する。</p>	<p>制度については現在検討中ですが、外国人との共生社会の実現に向けた取組全体を見渡しながら、外国人を支援できるような人材の育成を目指していきたいと考えております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
50	<p>日本語教師が自身の能力を向上させるだけでなく、他の知識・ノウハウを得ていくことで、「外国人総合支援コーディネーター」としても活躍できるといったキャリアプランを形成し、外国人総合支援コーディネーターを厚待遇の職種として確立させることが肝要である。</p>	<p>頂いた御意見は、更なる日本語教育人材の育成研修の在り方及び「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>地方出入国在留管理局における共生施策の取組状況が不明である。在留管理だけでなく、共生の取組について、それを地方公共団体に任せるとはならず、自ずから動く姿勢が必要と思う。</p> <p>コーディネーターの役割を地方入管の職員に持たせるなど、多文化共生についての理解を組織の隅々まで広げ、そうした入管行政の地方での取組について、ロードマップに記載することを望む。</p>	<p>住民である外国人にとって、地方公共団体は最も身近な行政機関であり、外国人との共生社会の実現に向けて、国と地方公共団体が連携・協力していくことが重要であると考えています。本ロードマップ（案）においても、施策6、15、19、21、26、27、30、38、79、80、85等において、出入国在留管理庁の地方での取組について記載しています。</p> <p>頂いた御意見については、外国人との共生社会の実現に向けた、国と地方公共団体の連携・協力に関する検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
52	<p>地方公共団体で行う日本語教室は、アドバイザーだけでなく、授業も有資格の日本語教師が有給で担当するべきである。</p> <p>地理的・時間的制約を考慮し、ビデオ視聴だけではなく、同時接続型授業やスクーリングもあるオンライン講座も検討されるべきである。</p> <p>学校では、ガイドブックの配布に加え、児童の日本語教育の専門家（教職員免許を持っていないくても有資格日本語教師で所定の研修を受けた者等正当に評価される者）の常駐を目指してほしい。</p>	<p>専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者などが連携して日本語教育を行う体制づくりも支援しております。また、令和3年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」を通じ、オンラインを活用した日本語教育環境の構築を支援しております。</p> <p>頂いた御意見は、さらなる日本語教育の推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>学校における日本語教育については、補助事業等により、学校において日本語指導を担う外部人材の配置を促進しているところです。御指摘の点についても参考とさせていただきますながら、地域の関係団体等との連携による、学校の日本語指導体制の整備を進めてまいります。</p>
53	<p>日本語教師の資格制度を整備し、日本語教師の待遇を上げることを望む。</p>	<p>日本語教師の在り方については、その待遇の把握に努めるとともに、資格制度の創設をはじめとした検討を進めているところです。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
54	<p>令和5年から5か年計画で「高等学校における日本語指導者のスキルアップ研修・地域の日本語教育関係者（日本語教師）の活用事例の事業」を立ち上げるべきであり、並行して、小・中・高において日本語指導に関わる関係者の全国組織を作り、情報交換・教授法の環流・研修会の実施・地域を越えた人材の活用と交流に取り組むことが重要である。</p>	<p>令和5年度から高等学校において「特別の教育課程」を編成した日本語指導が可能となることを踏まえ、文部科学省においては、高等学校において活用できる指導資料の作成に取り組んでいます。また、御指摘の点も参考としながら、高等学校等において日本語指導に携わる教員の資質能力の向上についても検討してまいります。</p>
55	<p>日本語教師の「国家資格化」の議論について、現時点で日本語教師の要件を満たす者については、研修を受講し、修了を確認、登録へといった軽度の負担で登録が可能になるようにすべきである。試験義務化となった場合、「国家資格保有の日本語教師」を名乗るには、現在大学で日本語教育の教鞭をとる教授・准教授・講師なども試験を受けることになるのか。</p>	<p>現職日本語教師等の資格取得方法については、令和3年8月に取りまとめられた有識者会議の報告書において、質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育現場における実践的な資質・能力が担保される者に関しては、実習の免除等の配慮を行う等の検討をすることとされています。現職日本語教師等の資格取得方法については、頂いた御意見も参考にし、引き続き検討を行ってまいります。</p>

56	このロードマップを実現するつもりがあるなら、ボランティアに頼るのではなく、日本語教育と多文化コーディネーターなどの専門家を十分な報酬で雇用し、配置すべきである。	本ロードマップ（案）では、日本語教師の資格制度の整備や、外国人を支援する専門人材の認証制度の創設等を検討していくこととしております。 頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
57	日本語教育の認定制度の整備において、従来の「教育課程を終えるまで」という考え方にとらわれずコミュニケーションや異文化理解を重視する教育など、より幅広い日本語学校の在り方の検討を望む。	日本語教育機関における教育課程の内容については、日本語教育機関の質の維持向上を図る仕組みについて検討を進めております。 頂いた御意見は、当該仕組みの整備を検討する際の参考とさせていただきます。
58	仕事をする外国人に対しては、就職先の企業が率先して日本語教育を受ける場を設けるべきではないか。地域日本語教室はあるものの、情報が行き届かないことから通う人が少ない地域もある。	地域日本語教室については、文化庁が推進する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、都道府県・指定都市を対象に、域内の日本語教育を展開するため、総合調整を行うための会議を設置し、企業・経済団体からの参画を推奨しています。活用団体の中には、企業と連携するなどの事例もあり、今後このような事例の普及が期待されます。その他、関連する取組については、関係省庁が連携して進めてまいります。
59	日本語教室を開設すればそれで良いというものではなく、開設されている地域においても教室に行かない（又は行けない）外国人は少なからず存在するため、行かない（又は行けない）原因を洗い出し、すべからく外国人が受講できるような体制整備が必要である。	日本語教室については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、地域の実情に応じた多様な日本語教育の取組を支援しており、日本語教室についての実態把握や調査なども対象とし、ニーズに対応した取組の展開を支援しています。また、文化庁として、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツ「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）を開発・公開しており、学習機会を広く提供しています。 頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。
60	「外国人」と「ろう者」の共通点に着目し、本施策がろう者の生きやすさの向上にもつながるものとなることを望む。 具体的に、以下の取組についてろう者、ろう児、手話の視点を盛り込むことを提案する。 取組番号《1》、《5》の成人外国人向けの施策に、手話人材という視点を入れることで、地域の外国人とろう者の課題を同時に解決できるビジョンを示してほしい。	地域の日本語教育における、障がいを持つ方をサポートする重要性は認識しているところです。例えば、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」地域日本語教育実践プログラムでは、特定のニーズを持つ学習者に対する取組を支援しており、御提案のあったような、日本で暮らす外国人に対する日本語教育支援事業の中で、ろう者である外国人の方が日本語を学ぶことを支援する機関も応募することができます。 頂いた御意見は、更なる日本語教育の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。 なお、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣については、地方公共団体が行う地域生活支援事業において実施されています。地域の聴覚障害者からの相談や手話に関する相談については、都道府県に設置されている聴覚障害者情報提供施設において対応しています。
61	取組番号《12》、《45》の学校教育における施策に、ろう・難聴児の視点を入れ、担当教員に外国人と難聴児の共通性を認識させることで、効果的・効率的な学級運営ができると考える。	文部科学省においては、学校における日本語指導等の実施状況や専門家の意見を踏まえながら、日本語指導のプログラムについて「外国人児童生徒受入れの手引」等においてお示しているところです。 御指摘の点についても参考としながら、今後、日本語指導の充実のための施策実施の際の参考とさせていただきます。
62	現在、ろう者の外国人が日本語を学ぶためのサービスやプログラムは、アクセスしにくい状況にある。それだけでなく、ろう者の学習方法は独特で、手話でなく視覚的な合図で教える必要がある。 また、ろう者の外国人のための日本語プログラムはない。在日ろう者あ者のための日本語教室やサポートサービスを提供している団体があるが、費用、資金、公的支援の低さなどの理由で、このプログラムを継続することに苦労している。	日本で暮らす外国人に対する日本語教育支援事業の中で、ろう者である外国人の方が日本語を学ぶことを支援する機関が申請できる事業があります。文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」地域日本語教育実践プログラムというもので、特定のニーズを持つ学習者に対する取組を支援しています。ろう者の方に対する日本語教育を行っている日本語教育機関もありますので、例えば日本語教育の専門機関と連携して、このような事業を活用いただくということも御検討いただければと思います。
63	外国人にとって、生活オリエンテーション動画等が整備されていることは非常に心強い。一般的な説明に留めるのではなく、実際に外国人が住む地域に密着した生活オリエンテーションを実施することが有益と考える。 また、生活関連情報を自ら取りに行く外国人は少ないため、積極的に地方公共団体等行政側から外国人の手元に情報が届くような施策が必要である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
64	日本語教育等の機会提供のカテゴリーに唐突に生活オリエンテーションの話が入っていることに違和感がある。説明が必要である。	本ロードマップ（案）は、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から提出された意見書を踏まえ、外国人が社会にスムーズに定着し、安全・安心に暮らすためには、日本語能力を身に付けるだけではなく、我が国の習慣・社会制度等の知識を習得してもらうことも重要であることから、生活オリエンテーションを実施することを検討することとしたものです。 御指摘を踏まえ、こうした問題意識についての記載を追加しました。
65	ライフステージが変わる時や不測の事態に陥った時、在留資格変更等の検討が必要になる可能性が高いため、生活オリエンテーションに関し、安心・安定した暮らしのベースとなる「在留資格」の基礎知識について、項目として入れるべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。

66	生活オリエンテーション動画について、既にIOMなどで作成し、使用しているケースがあるため、既存の取組や知見を活用することを望む。	頂いた御意見は、今後の生活オリエンテーションの具体的内容を検討するに当たり、参考とさせていただきます。
67	日本語能力の向上には、日本人との交流量が大きく寄与すると考えるため、数多くの一般の日本人とのコミュニケーションの機会を設ける必要がある。	本ロードマップ（案）では、「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことなどを検討しているところ、同月間における取組を検討するに際して、頂いた御意見を参考とさせていただきます。
68	生活のために必要な日本語等の習得について、夜間中学設置促進・充実を含めてはどうか。	夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関です。このため、文部科学省では、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援等を通じてその促進を図っているところです。
69	アクセスやジェンダーに配慮した、初歩的及び職業別のオンラインプログラムを含めた言語研修の提供により、特に女性の経済的地位の向上を推進しつつ、幅広い外国人の社会参加や就労に繋がる日本語習得支援の促進を望む。	頂いた御意見は、引き続き、関係各省が連携してICTを活用した日本語学習コンテンツの開発・提供の促進及び社会的・文化的な性差や地域差なく、外国人が日本語教育にアクセスできる取組の参考とさせていただきます。
70	日本語習得を目的とした活動をするためには、日本語教育の知識と経験のある有資格の人材が必要である。外国人の日本語習得を、日本語教育の知識と経験の質が担保できないボランティアに委ねるのは、言語習得の観点から、また言語保障の観点からも適切ではないと考える。 日本語習得を目指す日本語教室では、常に日本人が上、助ける者で、外国人が下、助けられる者となる可能性が非常に高い。 日本語教室は外国人、日本人がお互いに交流しながらお互いを理解する場、多様な人々の居場所となるべきである。	地域の日本語教育について、文化庁といたしましては、平成31年3月4日に作成した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」124頁にあるように、「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活を送ることができるよう、地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者等、関連する者が連携して運営する日本語教室をイメージしております。 また、地域の実情に応じた日本語教室を、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で支援しているところです。頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。
71	日本語教育等の機会提供について、国内での取り組みに加えて入国前の諸外国現地における日本語指導の体制整備等も重要であり、現地で日本語教育を行う日本語教育機関や企業等の関係機関による積極的取組に対する支援も検討されたい。	海外の日本語教育事業として、国際交流基金を通じ、日本語専門家派遣、日本語教育機関支援、現地日本語教師研修、学習教材等の開発・提供等、海外の日本語教育環境の整備を実施しているところ、日本に在留する外国人の在留資格上、一定の日本語能力が求められるのは一部（特定技能、技能実習の一部、留学の一部等）であります。来日前に基礎的な日本語能力や日本の生活ルールやマナー、社会制度の知識を身に付けることは来日後の円滑な生活にも資することから、御意見を踏まえ、ロードマップに来日前の日本語教育や日本に関する情報提供に係る取組を掲げることとしました。
72	日本に定着しようとするならば、日本語を身に付ける覚悟を持ってきてほしいので、社会参加のための方策として、日本語教育等の取り組みについて賛成である。 また、言葉が分からないことから学校の学業についていけず、就職もままならない日系人は多いので、日本語教育への取組は良策である。	賛同の御意見として承ります。
73	日本語教育や「共生社会」の理念を、教職希望者には必須科目にする必要がある。 「日本語教育の推進に関する基本法」が制定されてからすでに数年はたっているのに、現場は全く需要に追いついていない。	文部科学省においては、外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムを開発し、教員の資質能力の向上に努めています。御指摘の点も参考にしながら、教員の研修等の充実に努めてまいります。 令和元年6月に日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）が公布・施行されて以降、令和2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、これらを踏まえて、地域日本語教育の総合的な体制づくりや、日本語教室空白地域解消等、日本語教育の環境整備が進められています。こうした取組を進める地方公共団体も徐々にですが増加しているところです。 今後さらにこうした取組を推進するとともに、頂いた御意見は、今後の更なる取組を検討する際の参考とさせていただきます。
74	日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語授業について、各学校1人は文部科学省で開発されたJSLカリキュラムを行うことのできる教員を配置するべきである。 学校においては、国語教師及び日本語教師が協力し、母語教育の国語教育と外国語としての日本語教育を両輪として進めることで、国語力を養うことができると考える。	文部科学省においては、補助事業等により、学校において日本語指導を担う外部人材の配置を促進しているところです。 御指摘の点についても参考にさせていただきながら、地域の関係団体等との連携による、学校の日本語指導体制の整備を進めてまいります。
75	日本語教育について、なぜ日本原資で施さなければならないのか。 この姿勢は、外国人を単なる労働力として見ているものであって、共生社会の3つのビジョンに相対するものではないか。	外国人との共生社会を実現するためには、外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があり、このため、日本語教育の機会を提供することが重要と考えております。 なお、「この姿勢は、～相対するものではないか。」については、この趣旨が不明なため、コメントを控えさせていただきます。

76	<p>「ア 日本語教育等の機会提供」において、「日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない」とある。日本語教育の多くは、ボランティアが自主的に実施しているものにかかわらず「提供する」という表現を使っているために、現在開設されている教室があたかも「国／地方公共団体によって提供されている」というイメージが生まれている。</p> <p>多くがボランティアによって運営されているものであり、地方公共団体が教室運営にたずさわっているところは多くないことを明記してもらいたい。</p>	<p>御指摘の点については、外国人の側からみて「日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない」という現状認識を示したものです。こうした状況の解消に向けた環境整備を推進していくこととしております（本ロードマップ（案）7ページ）。</p>
77	<p>「ライフステージに応じた日本語能力」が何を指すのか、「（それぞれのステージの）日本語レベルの基準などがなく体系的に学習を進めていくことが困難」であることについてよく理解できない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、内容を分かりやすく修正しました。</p>
78	<p>日本語を学びやすくするための取組の推進として、「雇用主に対して、学習支援に必要な費用に係る財政的な支援を検討する。」「地域に居住する外国人との交流イベントの実施等に必要な費用に係る財政的な支援を検討する。」という財政措置をロードマップにも盛り込むべきだ。</p>	<p>御指摘の有識者会議の意見は、日本語を学びやすくするための取組の推進のための具体的な取組として述べられているところ、本ロードマップ（案）の取組9において、これら意見を踏まえ具体的な取組を検討していくこととしています。</p>
79	<p>外国人が生活のために必要な日本語の習得について、生活に必要な日本語がいかなるものかをはっきりとさせる必要があるのではないかと。「日本語教育の参照枠」にあるA1からC2までのどこに行くまでどの程度の時間数が必要なのかなどの目安もあるべきと考える。</p>	<p>現在、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」に基づき、生活分野での言語活動を表す「生活Can do」の作成を進めております。</p> <p>頂いた御意見は、今後、「生活Can do」の開発はじめ、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
80	<p>在住外国人に対して日本語を教える日本語講師に対して、一定額の収入を得られる仕組みを作してほしい。ネイティブジャパニーズだからと言って誰にでも教えられるものではない。</p>	<p>現在、「公認日本語教師」、「認定日本語教育機関」の検討が進められておりますが、専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者とが連携して日本語教育を行う体制づくりも支援しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
81	<p>生活のために必要な日本語は、各都道府県や地域によって違うことを踏まえ、教材作成も地域に寄り添った関係者が作成すべきと考える。</p>	<p>「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、地域の実情に応じた多様な日本語教育の取組を支援しており、教材作成なども対象とし、地域へのニーズに対応した取組の展開を支援しています。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
82	<p>地域の外国人の実態調査を実施し、その地域の外国人の要望や意見の集約と照らし合わせた内容の日本語教室を実施していく事が必要だと思う。</p> <p>また、地域日本語教室で日本語を教えるボランティアの質の向上と、行政等との情報交換等の為、オンラインの使用も含めての研修や交流を行うことが必要だと思う。</p> <p>研修の中に「やさしい日本語」も含まれることが必要である。</p>	<p>日本語教室については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、地域の実情に応じた多様な日本語教育の取組を支援しており、日本語教室についての実態把握や調査なども対象とし、ニーズに対応した取組の展開を支援しています。また、その事業の中で、日本語教育人材の質の向上を目的とした研修や、ICTを活用した教育・支援、やさしい日本語の活用に関する研修なども含めているところです。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
83	<p>日本語教師の人材育成の観点からも、質の高い教育を担保するためにも、言語保障としての日本語教育はボランティア任せにせず、公的な資金・資源を投じて行う必要がある。</p> <p>また、地方公共団体任せにすると、居住地によって学習の機会にばらつきが出てしまうことが懸念されるため、言語保障としての日本語教育はドイツの社会統合プログラムのように国が主導して体制を整えるべき。</p>	<p>現在、「公認日本語教師」、「認定日本語教育機関」の検討が進められておりますが、専門性を持った日本語教師の確保及び活用については、国と地方公共団体等が連携していく必要があるため、日本語教師・日本語学習支援者とが連携して日本語教育を行う教室の展開を含めた地域日本語教育の体制づくりも支援しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
84	<p>日本語学校の中には系列の専門学校とセットでの入学を求め、在学中の在留資格変更を妨害することがあるため、日本語学校の認定制度をきちんと整備してほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

85	<p>外国にルーツを持つ子どもに対する教育について、各地方公共団体により対応は異なり、実効的な支援がない状況に陥る場合もあるため、教育における国内の格差を是正するよう強く援助・働きかけを行っていただきたい。</p> <p>外国にルーツのある子どもを支援する人々の待遇が不安定であり、外国人相談員などの非常勤・非正規職員の善意により支援が成り立っているため、日本語指導に携わる正規の教員の配置の促進に加え、通訳・翻訳者や日本語支援員等についても待遇を安定させる必要がある。</p>	<p>文部科学省においては、補助事業等により、学校において日本語指導を担う外部人材の配置を促進しているところです。また、多文化共生に向けた教育に関する調査研究を実施しているところです。</p> <p>御指摘の点も参考としながら、外国人児童生徒等の教育環境の充実に努めてまいります。</p>
86	<p>母国において生命の危機にある外国人との共生社会実現について、生活・教育の分野においては、仕組みづくりも重要である。日本語は集中的に学ぶことが重要で、オンラインを含む無料で通える日本語教室の設置と見苦しくない程度の生活を送るための支援金制度づくりが求められる。ITを駆使した全国的な言語サポート体制も整備する必要がある。特に医療機関受診の際のオンライン言語サポートが有用である。生命の危機にあった者の場合、メンタルヘルスケアはマストと考えられる。</p>	<p>頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、厚生労働省においては、電話医療通訳の利用促進及び希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供を行い、電話医療通訳等の環境整備を行っております。</p> <p>引き続き外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、電話医療通訳サービス等の周知・浸透を図る予定です。</p>
87	<p>日本語教育について、オンラインコンテンツは、とても有効だと思う。できれば、海外からも利用可能なものにし、来日前の準備（生活情報・日本語教育とも）として、取り組めるものもあれば良いと思う。</p> <p>また、現地機関とも連携して、その存在を周知すべきである。</p>	<p>文化庁では、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツ「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）を開発・公開しており、学習機会を広く提供しています。生活場面の動画を中心とし、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認に加え、日本での生活に必要な情報等も学ぶことができ、海外からも利用可能で、来日前の準備としても活用いただける内容となっています。今後ますます活用促進が進むよう、周知に努めてまいります。</p> <p>また、海外の日本語教育事業として、国際交流基金を通じ、海外における日本語教育環境の整備を実施しているところ（オンラインコンテンツの開発・普及を含みます）、来日前に基礎的な日本語能力や日本の生活ルールやマナー、社会制度等の知識を身につけることは来日後の円滑な生活にも資することから、ロードマップに来日前の日本語教育や日本の社会制度等に関する情報提供に係る取組を掲げることとしました。同取組については、国際交流基金自身による海外普及に加え、在外公館を通じた情報発信も行います。</p> <p>さらに、文部科学省等関係省庁からの依頼に基づき、必要に応じて在外公館を通じた情報発信を行うことを検討いたします。</p>
88	<p>異文化理解に関し、人権、異文化理解、多様性、多文化共生などの観点について、教職課程に組み込んでみてはどうか。教職課程では生活面だけではなく、「やさしい日本語」や海外から日本の学校に入ってくる生徒を対象にしたコンテンツの紹介も行い、最新のコンテンツはどこを見たら良いと教えておいたらどうか。ポータルには、当事者の親御さん向けや、クラスメート、その親御さん向けのコンテンツ（お知らせや注意点・支援活動のお願い等の難型等）も掲載しておけば、お子さん達を通じて、親御さんや地域の方々にも情報を提供することもできる。</p>	<p>文部科学省においては、外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムを開発し、教員の資質能力の向上に努めています。</p> <p>御指摘の点も参考としながら、教員の研修等の充実に努めてまいります。</p>
89	<p>日本語を教えるのは日本語教師だけではない。生活者の一人一人が外国人の方々と自然にあるいは機会を設けて関わりながら教えられる工夫があれば良いと思う。</p> <p>実際、日本語教師だけでなく、地域の方々が、負担に感じることなく、できる範囲で支援ができるように、必要な支援と支援できる人をマッチングするような仕組みがあると良いと思う。</p> <p>各地方公共団体がこうした取り組みをしようとする、本来必要なスキル以上のものが要件にされることも多くみられるが、むしろ、どう教えるか（内容の教え方例だけでなく、子どもとの接し方の注意等）の情報を提供し、それを理解して参加してもらえたら良いと思う。</p> <p>取り出し授業の充実に係る日本語教師の募集や審査を各地方公共団体が独自に行うとそれぞれの負担が大きいので、エリアをある程度広げ、日本語教育や日常生活の支援を行える人を登録制にして、ニーズとマッチングしやすくすることを仕組みとして作っていくのはどうか。</p>	<p>地域の日本語教育について、文化庁は、「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活を送ることができるよう、地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者等、関連する者が連携して運営する日本語教室をイメージしております。</p> <p>また、地域の実情に応じた日本語教室を、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で支援しているところです。</p> <p>さらに、文部科学省においては、補助事業等により、学校において日本語指導を担う外部人材の配置を促進するとともに、外国人児童生徒等の教育を担う教員等の養成・研修モデルプログラムを開発しているところです。</p> <p>頂いた御意見は、今後、日本語教育の更なる推進を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

90	技能実習生に対する入国前後の講習内容・機関の充実、訪日前の日本語研修、訪日後の日本語学習の環境整備、優良事例を周知することが重要である。	御指摘の項目は基本的に外国人の方全般を対象としており、技能実習生に関する施策を殊更に言及する必要はないと考えますが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
91	今後5年ほどで、デジタルデバイスを利用した日本語コミュニケーション環境は大きく変化する可能性が高いことから、例えば、JLPT N4やN3程度のコミュニケーション能力をもつ外国人と辛抱強く会話する時代は終わりを告げ、ほぼ日本語の門外漢である外国人として来日し、AI翻訳機能をもったデジタルデバイスによる通訳で日々を過ごしつつ、日本における生活習慣などに慣れながら、「おもむろに」日本語学習に取り掛かるというプロセスを想定した教育カリキュラムの検討が必要になると考える。 究極のゴールは、デバイスの支援を受けない日本語コミュニケーション能力の獲得にほかならない。	日本語教育においてデジタル技術を取り入れる重要性を認識しており、スマートフォンに対応した日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）を運用するほか、「日本語教育の参照枠」のレベル尺度に基づいた日本語能力判定簡易ツール等の検討等も進めているところです。 頂いた御意見は、今後、日本語教育カリキュラムをさらに進める際の参考とさせていただきます。
92	5ページの13行目「約6割」は「全体の約6割」を意味しているのか。	御指摘を踏まえ、「市区町村は全体の約6割」と修正しました。
(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化		
93	いろいろな団体・個人がいろいろな形で外国人支援を行っているので、情報共有を望む。	頂いた御意見は、地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。
94	やさしい日本語はコミュニケーション手段としてとてもいい方法なので、やさしい日本語の普及を強く望む。英語が話せない外国人もたくさん在留していることを周知徹底し、相手のレベルに合わせてやさしい日本語を話せるようになればいいと思う。	頂いた御意見は、更なる共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進していくための取組を検討する際の参考とさせていただきます。 なお、参考までに、令和2年8月に出入国在留管理庁及び文化庁が作成した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」及び別冊として「やさしい日本語書き換え例」を文化庁ホームページ (https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html) に掲載しております。
95	「同時通訳の実用化」ではなく「重点言語の拡大」を重点課題として、ロードマップ概要に記載すべきである。	御指摘を踏まえ、現行の記載に加え、本文と対応をとり、重点対応言語の拡大について、概要に記載しました。
96	多言語翻訳技術を効果的に利用するため「やさしい日本語」に係る取組を明記すべきである。	該当箇所は、多言語翻訳技術の高度化に関する技術開発に係る取組について記載したものです。やさしい日本語の利用に係る御指摘の趣旨は、多言語音声翻訳サービスの利用時に当たっての工夫についての御指摘と承知しており、今後の施策の取組に関する検討の参考とさせていただきます。
97	多言語翻訳施策について、多言語翻訳を適切に活用するため、「やさしい日本語」の有用性及び有効性を明記すべきである。	該当箇所《22》は、多言語翻訳技術の高度化に関する技術開発に係る取組について記載したものです。やさしい日本語の利用に係る御指摘の趣旨は、多言語音声翻訳サービスの利用時に当たっての工夫についての御指摘と承知しており、取組《30》のやさしい日本語の普及の推進の取組の中で進めていくこととしております。
98	地方公共団体職員や地域住民向けのやさしい日本語啓発活動を、地元企業向けへの啓発活動とも連携すべきである。	頂いた御意見は、在留支援のためのやさしい日本語の普及促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。
99	高等学校において日本語の個別指導を教育課程として実施するのであれば、日本人の生徒にもやさしい日本語の授業をすべきであると考え。やさしい日本語は、日本語が十分でない海外にルーツのある生徒や留学生とのコミュニケーションに不可欠であると考え。	文部科学省においては、「外国人児童生徒受入れの手引」等において、多様性を受容する学校づくりに関する留意事項等を示しています。高等学校等についても、御指摘の点も参考としつつ、多様性や国際化を踏まえた学校づくりを推進するための取組を検討してまいります。
100	やさしい日本語は外国人に限ったものではない考え方であることを、全国民に周知すべきである。政府においても、やさしい日本語の啓発活動にろう者の視点を入れるべきであり、草の根的な啓発活動に加え、マスメディアやウェブを活用し国民全体に同時に浸透するようなアプローチも必要であると考え。	頂いた御意見は、「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」の報告書等も踏まえつつ、今後更なるやさしい日本語の有用性や意義を広く周知していくための取組を検討する際の参考とさせていただきます。

101	<p>職場におけるコミュニケーションについて、地方公共団体研修の中に「やさしい日本語」の項目を明記し、各地方公共団体は管轄地域で活動する企業・団体に対し、「やさしい日本語」の研修を行うように啓発事業を行うべきである。</p> <p>また、文部科学省《31》にある「やさしい日本語を通じて住民同士が協働する取組などの支援」のようなアプローチが効果的である。地域で地方公共団体や地域住民向けにやさしい日本語普及に取り組む人材をそのまま企業向けの啓発にも展開し、地域一体でやさしい日本語に取り組む体制を作ることが理想的である。</p>	<p>頂いた御意見は、やさしい日本語の活用を促進、また、在留支援のためのやさしい日本語の普及促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
102	<p>命に関わることは多言語対応が必要であると考える。関係者が「やさしい日本語」での対応を学ぶことで、少しでも日本語がわかる人には安心感を与えることができるし、分かりやすい日本語を使うことで通訳・翻訳の精度を上げる効果もある。医療機関で働く人への「やさしい日本語」研修を必須とし、そのための支援を望む。</p>	<p>厚生労働省においては、電話医療通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、医療通訳者及び外国人受入れ医療コーディネーターの配置支援、多言語説明資料の提供等を通じ、医療機関における多言語対応について、環境整備を行っております。</p> <p>引き続き外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、多言語対応を進めていく予定です。</p>
103	<p>市役所内等に相談窓口を設置するだけでは、仕事を持つ外国人は時間内に相談できず、存在自体知らない。予算的、人員的に設置が困難な場所にこそ、国の負担で土日専門家の派遣やオンラインでの対応を望む。相談窓口の周知方法も工夫してほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化及び一元的相談窓口の設置促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
104	<p>一元的窓口ができるのは良いが、相談のために窓口にたどり着けない外国人も存在するため、事例としてカウントされていないものが存在することを忘れてはいけない。窓口へ誘導するための仕組みを強化すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
105	<p>外国人の労働相談でも労基法、職安法、派遣法、セクハラなど相談内容ごとにいろんな行政機関に行かなければならないところ、外国人は言葉の問題があるので、各機関も様々な言語の通訳手配が必要になる。</p> <p>一元的に相談を受けて、問題を整理した上で該当する各行政組織に相談する方が、相談を受ける側もスムーズに対応できるので、一元的窓口の設置は意義がある。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
106	<p>「外国人向けの相談体制等の強化」のための施策において、相談対応における事例研究を含む意見交換会の開催等、相談員側の視点だけでなく、外国人に対する窓口利用調査や、生の声を聞く場を設ける等、実際に利用する外国人の視点も取り入れるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
107	<p>外国人向け相談窓口では、「やさしい日本語＋自動翻訳機」の併用対応を普及させるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化及び窓口対応等における話し言葉のやさしい日本語についての留意事項に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
108	<p>各外国人ワンストップ相談センターがそれぞれ電話通訳会社と契約し13言語以上に対応しているが、実際にはあまり使用しない。国または法務省が契約したところを使用できるようにすれば足りる。</p>	<p>頂いた御意見は、通訳支援の在り方の検討・一元的相談窓口の事業内容の検証を実施する際の参考とさせていただきます。</p>
109	<p>外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化は多言語のサービスを意味しない。日本語を学んでもらうためには多言語サービスは逆に数カ所に限定した方が良い。</p> <p>外国人に対する行政サービスを提供しようとする受付担当者は、個々の外国人の日本語以外の言語で対応を強要しようとする圧力に負けないよう、行政機関が共通認識を構築することが必要である。</p>	<p>日本語能力や我が国の社会制度に対する理解が十分でない場合、様々な困難性に直面することがあることから、このような能力や理解を身に付けてもらうため、日本語を習得する機会の提供や我が国の社会制度等に関する情報提供に係る取組を充実させることが必要と考えています。そのため、本ロードマップ（案）では、日本語教育等の環境整備を推進していくこととしています。</p> <p>また、外国人が抱える困りごとを解決するに当たっては、外国人が理解できる言語で対応することも重要であると考えています。</p>

110	<p>外国人からの相談や実際のトラブルの内容は、本来は国家資格を有する者の回答が望ましい事案やすぐに回答が必要な事案がほとんどなので、適切な支援につなげることでできる人材は相当に高度な知識と経験を有する必要がある。</p> <p>研修においては、数ある実際に起きた事案への対処方法を学び、実践することに加え、「一定程度の外国人に対する支援のノウハウ・経験」が必須であり、本コーディネーターは国家資格であるべきだと考える。</p>	<p>頂いた御意見は、「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
111	<p>外国人の抱える複雑で多様な課題に総合的に対応できるようにすべく、外国人支援者のネットワークを構築するという試み、そして、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等との事例研究を含む意見交換会を年1回開催する試みも素晴らしい。</p> <p>このような場が「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」育成の機会になると感じている。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
112	<p>支援者がいても、その連携はなかなか難しいと感じる。地方公共団体がその役割を果たすのならば、しっかりと情報収集してほしい。ぜひ外国人支援コーディネーターの人材研修を行っていただきたい。その際の人材研修方法は、地方公共団体職員以外も幅広く地域に密着した人材を活用するようお願いしたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
113	<p>外国人の相談対応等に従事する専門人材の育成について、次々と制度が変わり、最新の情報を得ることが大変であることに加え、問題内容、在留資格によってどこに相談すべきか分からないことが多い。</p> <p>様々な問題に一元的に対応できる外国人総合支援コーディネーターの育成は急務である。</p>	<p>ロードマップに基づき、外国人総合支援コーディネーターの育成に適切に取り組んでまいります。</p>
114	<p>外国人総合支援コーディネーター（仮称）について、法務省が主導してあえてそのような制度を新設する必要があるのか再考されたい。地域の日本語教室やNGO、地方公共団体に直接的に経済支援をするか、日本語教育を所管する文化庁、ないしは文科省が担当されたい。</p> <p>「専門性の高い支援人材の認証制度」では、単に座学での講義を受け、簡単な試験等誰でも認証されるような形式的なものになるのであれば、必要性について再考してもらいたい。法務省に運用権限が集中しない形で幅広い省庁の、民間の学識者・有識者が関与する形で積極的に進めてもらいたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
115	<p>外国人受入環境整備交付金・相談事例集作成については、現状、法務省入管庁の受入環境調整担当官の担当とされているが、総務省や内閣府に専門部局を設置してコーディネーター育成、ネットワーク構築と併せてその任に当たる専門部局を設置し担当されたい。</p>	<p>外国人受入環境整備交付金・相談事例集に対する御意見について、外国人の受入環境整備は出入国在留管理庁の所管であり、今後とも当庁において適切な対応に努めてまいります。</p>
116	<p>外国人支援者ネットワークに関し、技能実習生に密接に関わる監理団体からも情報提供の経験・ノウハウを学ぶべきである。また、外国人支援者のネットワークの一部として、各地域の監理団体や登録支援機関だけでなく、全国展開している監理団体等を加える必要がある。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人支援者のネットワークの構築に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

117	<p>地域における関係機関の連携、外国人支援者ネットワーク構築推進において、既存の婦人相談所や児童相談所における、通訳の確保や外国人の抱える問題への専門性をもつ職員の配置等の体制強化についても検討、明記することを望む。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、婦人相談所等では、専門的な知識を持った通訳者の養成研修等を実施することで、配偶者からの暴力を受けた外国人女性等への支援体制強化に努めています。</p> <p>また、外国人も含め、子育ての悩みなど子どもに関する家庭等からの相談に応じて適切に支援を実施できる体制を整備することは重要と考えています。</p> <p>厚生労働省では、子育て等に関する身近な相談先である市区町村の子ども家庭総合支援拠点において、通訳に関する業務を行う場合について補助を行っているほか、児童相談所が言語面等の問題を抱える子どもを一時保護した場合に、的確なアセスメントを行えるよう通訳などを行う外国人対応協力員を配置した場合の補助を実施しております。</p> <p>今後とも、外国人も含め子育ての悩みなど子どもに関する家庭等からの相談に応じて適切に支援を実施できるよう、地方公共団体の取組を支援してまいります。</p>
118	<p>統計・調査に関し、適切な政策・施策を立案・実行するためには定量的に在留外国人の問題を捉えることが肝要である。「在留外国人に対する基礎調査」は、問題の抽出のみならず、日本を世界にアピールするための素材としても活用すべきである。外国人労働者に対して自国民と同等の賃金を支払っていることはもっと世界に訴えるべきであると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、在留外国人の実態把握の取組に係る今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
119	<p>外国人に対する基礎調査について、福祉政策とも関わる課題も含まれることから、厚生労働省との協働で行うよう検討いただきたい。</p>	<p>「在留外国人に対する基礎調査」については、関係省庁及び有識者の御意見も踏まえて、調査の実施方法や調査項目を設定するなどとしています。引き続き、適切な実態把握に努めてまいります。</p>
120	<p>経済産業省《53、54、55》、厚生労働省《58》が相互理解やコミュニケーションについて述べているだけであり、各省庁の間に見解の相違が見られる。</p> <p>外国人にとって、安心・安全に働ける職場環境整備の問題は、管理職や人事担当者だけが外国人への関わりを強化するだけでは不十分であり、職場環境の整備は、誰もが暮らしやすい地域社会作りにも直結すると考える。</p>	<p>経済産業省においては、職場における外国籍社員とのコミュニケーションは、管理職や人事担当者に加え、その他の社員において相互理解のコミュニケーションの実践、また、そうした組織風土の醸成が重要であると考えており、全社員を対象とした効果的なコミュニケーションの促進に向けた動画ツールなどを用いた研修の実施などに取り組んでいるところ、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、厚生労働省においては、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定めております。</p> <p>指針の中で、次のように定め、事業主に対応いただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な人事管理 事業主は、その雇用する外国人労働者が円滑に職場に適応できるよう、社内規程その他文書の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 ・教育訓練の実施等 事業主は、外国人労働者が、在留資格の範囲内でその能力を有効に発揮しつつ就労することが可能となるよう、教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。
121	<p>医療現場での通訳については、体制整備に加え、現場の理解を得る働きかけが重要である。</p>	<p>御指摘のとおり、電話医療通訳は対面通訳と比べ、対応可能な言語の幅が広いなど利便性の高い一方で、医療機関における認知度は十分ではありません。厚生労働省においては、外国人患者受入れに関するマニュアル等において、電話通訳をはじめとする遠隔通訳サービスの利便性に対する医療機関の認識を広めることで、電話医療通訳サービス等の利用促進をしています。</p> <p>引き続き外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、電話医療通訳サービス等の周知・浸透を図る予定です。</p>
122	<p>医療機関における外国人患者の受入れに当たり、希少言語に対応した通訳に関しては、JICA人材を活用すべきではないか。</p>	<p>厚生労働省においては、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供とともに、医療通訳者及び外国人受入れ医療コーディネーター（以下「通訳等」）の配置支援を行っています。</p> <p>引き続き外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供を行うとともに、医療通訳者等の配置支援を積極的に進めていく予定です。</p> <p>JICA人材の活用につきましては、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
123	<p>医療通訳の必要性は全国で発生するため、各病院や地方公共団体ではなく、国が電話またはICT医療通訳を提供すべきである。</p>	<p>厚生労働省においては、電話医療通訳の利用促進及び希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供を行い、電話医療通訳等の環境整備を行っています。</p> <p>引き続き外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、電話医療通訳サービス等の周知・浸透を図る予定です。</p>
124	<p>在日外国人の中に在日外国人ろう者も含まれていることはあまり知られていないため、在日外国人ろう者は日本語クラス、在日外国人聾者のための手話通訳サービスなどを受けることができず、社会参加ができない。</p> <p>少しでも多くの在日外国人ろう者が社会参加できるよう、外国人ろう者に合わせたやさしい日本語手話、国際手話で学べる日本語クラス、オリエンテーションなど聞こえる外国人と同様のサービスが必要である。</p>	<p>日本に在住する聴覚障害を抱える外国人の方についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、障害者の心身の状況や意向等を踏まえて、障害福祉サービスを利用することが可能となっています。</p> <p>手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・派遣については、地方公共団体が行う地域生活支援事業において実施されております。</p> <p>また、国際手話通訳者の養成については、地域生活支援事業のうち、「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において実施が可能となっています。</p>

125	<p>病院や役所、公共機関、市役所などの公共施設での、外国人住民のための通訳・翻訳サービスが、ろう者の外国人住民にとって利用しやすいものではない。</p> <p>手話通訳者の派遣や在ろう者のための電話リレーサービスなどのサービス等を検討すべき。</p>	<p>手話通訳者や要約筆者等の意思疎通支援者の養成・派遣については、地方公共団体が行う地域生活支援事業において実施されています。</p> <p>また、国際手話通訳者の養成については、地域生活支援事業のうち、「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において実施が可能となっているところです。</p> <p>地域の聴覚障害者からの相談や手話に関する相談については、都道府県に設置されている聴覚障害者情報提供施設において対応しているところです。</p>
126	<p>外国人への情報発信の強化として、搾取や人身取引対策など、脆弱な外国人に対する情報発信の強化についても考慮することを望む。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
127	<p>外国人の相談対応等に従事する専門人材の育成において、相談を受ける職員が、搾取や人身取引など、脆弱な外国人が受ける被害を理解し、対応できるよう能力強化の機会を充実をさせ、また、最前線で対応する職員には、人権とトラウマ（心的外傷）に関する専門的な研修を実施することを望む。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
128	<p>外国人の就労等の支援について、人権侵害の被害にあった場合に安心して情報収集や苦情申立て、各種相談ができるよう、多言語対応が可能な公的機関やNGO、在日大使館との連携を強化させるなど、更に充実した救済制度の検討を望む。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、労働問題に関する御相談については、全国の都道府県労働局や労働基準監督署等の合計379箇所に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、ワンストップで対応しており、多様な言語による相談にも対応可能な体制を確保しています。今後も、関係機関とも連携しつつ、外国人の方からの相談等にも的確に対応してまいります。</p> <p>また、労働局及び労働基準監督署においては、労働搾取目的の人身取引等の労働相談、地方出入国在留管理局や外国人技能実習機構からの情報、マスコミ報道、監督指導時に把握した状況等の各種情報等から、外国人技能実習機構などと合同監督・調査を実施するとともに、悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案については、厳正に司法処分を付しております。</p> <p>さらに、都道府県労働局・労働基準監督署において、外国人労働者相談コーナーを設置するほか、厚生労働省では、13言語（英語・中国語・ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語、モンゴル語）で対応可能な外国人労働者向け相談ダイヤルを設置しており、厚生労働省ホームページや労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」に掲載しているほか、日本国内で就労する外国人向けパンフレット「労働条件ハンドブック」（日本語ほか、上記13言語）を配布するなどして、周知しております。</p>
129	<p>外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化について、同性同士のカップルに対する情報発信及び相談体制の強化をしてもらいたい。</p> <p>海外で結婚している同性カップルは日本の法律ではどのような関係になるのか、日本の地方公共団体では同性カップル向けにどのような取組があるのかという情報発信と、外国人の相談に対応する人が同性同士で結婚している人からの相談に偏見なく対応できるようにしてほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
130	<p>外国人がアパートを借りることができないという問題について、差別に対する規制を強化すべきである。また、賃借人に対しても、通訳等を介し、規則を遵守するよう約束させるべきである。</p>	<p>賃貸住宅の契約に関しては、外国人の住宅確保のため、多言語の賃貸住宅契約書のひな形や、部屋を借りる際の手続の流れや住まい方のルールを多言語で示したガイドブック等を公表し、周知・普及を図っております。</p>
131	<p>新規来日外国人の賃貸住宅入居において、日本語教育を支援することによるルール伝達には限界があり、契約条項などの多言語化が必要であるところ、個人家主や零細不動産業者の多言語化支援が有意義と考えられる。</p>	<p>賃貸住宅の契約に関しては、外国人の住宅確保のため、多言語の賃貸住宅契約書のひな形や、部屋を借りる際の手続の流れや住まい方のルールを多言語で示したガイドブック等を公表し、周知・普及を図っております。</p>
132	<p>地域包括支援センター職員や介護支援専門員が外国人の相談支援の知識、技術、経験が乏しく、十分な対応ができないことが明らかになっている。</p> <p>介護福祉士試験に合格した外国人が介護現場に加え、通訳、相談員として活躍できる仕組みの構築をすべきである。</p>	<p>EPA介護福祉士が御意見のような介護通訳事業等に係る業務に従事することは、EPA制度の枠組みでは想定されておりましたが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
133	<p>日本人の専門職に対し、「やさしい日本語」「多文化理解」の教育機会を増やすべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、やさしい日本語の普及・促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

134	<p>外国人が遭遇する法的問題を考える際に、救済だけではなく、「予防」の視点からも必要である。例えば、就労・雇用においては弁護士だけでなく、行政書士や社会保険労務士等との連携・活用も検討いただきたい。</p>	<p>厚生労働省では、外国人労働者の雇用管理の改善等に関する専門的な知識や経験を有する「外国人雇用管理アドバイザー」を設置し、雇用管理の改善に取り組む事業者の方からの求めに応じ、各事業所の実態に応じた相談・援助を無料で実施しております。</p> <p>なお、外国人雇用管理アドバイザーには、社会保険労務士や行政書士の方にも着任いただいているところです。</p>
135	<p>研修講師として、やさしい日本語の普及に努めている組織やグループを活用してほしい。教材については各方面に应用可能な教材作成が必要であると感じる。</p> <p>また、日本語教師以外の日本語支援者に対しては、やさしい日本語の研修としてではなく、実際に支援活動として活用できる教材及び研修がコスト削減につながるのではないだろうか。</p>	<p>頂いた御意見は、やさしい日本語の普及・促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
136	<p>民間支援団体が持っている情報は、外国人により身近に接しているからこそ得られる情報である。NPO、NGOに限らず、非営利・営利関係なく活動支援の方法を考えていただきたい。時には身銭を切っていることも多々ある。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人支援者ネットワークの構築に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
137	<p>地方公共団体職員のみならず、外国人住民の生活基盤の中で重要な位置にある保育所・学校・医療現場・介護現場・就労先の企業等、社会全体に対しての「やさしい日本語の普及」を進めることが必要である。</p>	<p>頂いた御意見は、やさしい日本語の普及・促進に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
138	<p>外国人支援ネットワーク構築においては、どのような団体が声をかけられ、また、どのような基準よりネットワークに参加できるのか基準を明瞭にされたい。</p> <p>基準を定めるに当たっては公平公正になるように意識され、外国人支援に必要な知識、専門分野が多岐に渡ることに鑑みて運用権限が法務省だけに集中しないような運用をしてもらいたい。</p>	<p>外国人支援ネットワークの構築に対する御意見について、施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
139	<p>多言語の就学ガイドブックを作成され、更にこれを在外公館や在日各国公館へ提供されることについて積極的に進められるとともに、確実にこれが当事者に行き渡るように未成年者の中長期滞在者となるものに対して在外日本公館では査証発給時に、短期滞在から中長期在留者への変更許可時にはそれぞれ窓口でガイドブック等を手交してもらいたい。</p>	<p>文部科学省においては、外国籍の保護者向けに、日本の学校教育の制度や就学の手続きについてまとめた「就学ガイドブック」を作成し、複数言語に翻訳した上で文部科学省ホームページに掲載し、広く普及を図っているところです。御指摘の点も参考としながら、就学に関する情報を在外公館などにも広く提供するとともに、外務省においても、在外公館を通じた情報提供を行ってまいります。</p> <p>法務省においても、多言語の就学ガイドブックを外国人ポータルサイトに登載し、広く普及を図っているところです。在留窓口での情報提供については、頂いた御意見を、今後の参考とさせていただきます。</p>
140	<p>外国人のマイナンバーカードの取得者も増えており、マイナポータルの更なる多言語化を進められたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
141	<p>「地域における消費生活相談体制の充実(24)」について、専門的に対応している民間資格は確認できず、外国人消費被害については潜在的に多くあるのではないかと危惧する。地域で通訳などをつけた相談体制の充実は早急に実施してもらいたい。</p>	<p>消費者庁において、地方における外国人向け消費生活相談窓口の整備の取組を地方消費者行政強化交付金により支援しているところ、引き続き消費生活相談体制の充実に努めてまいります。</p>
142	<p>技能実習生等に対するの相談体制の強化について、行政組織はSNS及びメールでの相談に対応していないことに加え、平日の日中のみの相談対応が大半となっている。また、厚労省では、労働相談も職業相談も年金相談も対面か電話と郵便のみとなっている。</p> <p>SNS、メール等での相談に、早急に対応すべきである。</p>	<p>外国人技能実習機構においては、電話、電子メール、手紙によって母国語相談対応を行っているほか、一部の言語についてはSNS (Facebook、Messenger) による音声相談対応を行っているところですが、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>SNSやメールの相談については、セキュリティの問題やプライバシーの保護等の観点から、慎重な検討が必要であると考えています。</p>
143	<p>外国人支援ネットワークと入管との意見交換会について、外国人の実態を共有し、行政の取組を理解する上で大変有効な機会となるため、各地方での開催を求める。</p>	<p>頂いた御意見は、外国人支援ネットワークの構築に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
144	<p>技能実習機構も支援団体と意見交換の場を開催してほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

145	日本語支援についても、地方公共団体や活動団体がそれぞれ持っている情報にたどり着けるよう、情報ポータルサイトのようなものを用意したらどうか。 外国語で検索してもたどり着けるようにしてほしい。入学案内等の学校からの案内や地域広報活動での掲示など、あらゆるところで知らせてほしい。外国人だけでなく、地域で共に生活する日本人にも知らせてほしい。一般によくあるような、利用者数（ダウンロード数）やコメント欄などがあると実際には使いやすいと思う。	文部科学省において運営する情報検索サイト「かすたねっと」については、教育委員会・学校において外国人児童生徒等の教育に携わる方が利用しやすいよう、利用されている頻度の高い資料を検索しやすくするような工夫を行っています。 また、文化庁においても、地方公共団体や関係機関等よりコンテンツを収集しながら、日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）を運用しております。御指摘の点も参考としながら、今後も「かすたねっと」等情報ポータルの機能の充実を図ってまいります。
146	特定技能外国人のみならず、技能実習生、留学生、技人国、定住者に対する情報提供に係る施策にも言及すべきである。	外国人全般に対する情報提供に関する取組については、本ロードマップ（案）の「2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化（重点事項2）」（9ページ）に掲げ、取り組むべき中長期的な課題として認識しております。 これを踏まえ、外国人が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスできるよう、具体的取組を着実に実施してまいります。
147	外国人の支援に携わる社会福祉機関、社会福祉協議会なども生活に深くかかわることから、こうした領域の組織による発信も追記いただきたい。	「NGO・NPO、キーパーソン及びピンフルエンサー」以外にも該当が考えられることから、末尾に「等」と記載することといたします。 なお、頂いた御意見は、外国人支援ネットワークの構築に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。
148	ポータルサイト等の情報発信だけではなく有対応のヘルプデスクも設置することが必要である。	頂いた御意見は、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。
149	FRESCは、現在、相談の受付が主要な機能であるが、外国人政策に関する一元的情報発信機能を併せ持ち、中長期在留外国人と日本政府の一元的ゲートウェイとしての機能強化を図っていただきたい。発信と相談の2つの機能を強化することで、在留外国人のニーズ把握と、PDCAの回る外国人政策が可能になると考える。	頂いた御意見は、発信と相談の2つの機能を強化するなど今後の外国人施策を検討する際の参考とさせていただきます。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

150	市役所の保育所の利用説明等について、日本人にとっても難解で理解することが難しい。外国人・日本人どちらにも分かりやすいようやさしい日本語化を望む。	引き続き、分かりやすい情報の発信に努めてまいります。
151	外国人児童の特別支援学級通級率が高いことについて、それが日本語能力の問題なのか、発音の問題なのか見極める専門家を増やし、適切な支援を行うべきである。	文部科学省においては、各地方公共団体における教員研修の充実を図る観点から、独立行政法人教職員支援機構が実施する日本語指導の指導者養成研修において、障害のある外国人児童生徒等への対応に関する内容を盛り込んでいるところです。 御指摘の点についても参考にさせていただきながら、日本語指導に携わる教員等の資質能力の向上を図ってまいります。
152	日本で育ち日本語・日本文化等に理解のある子どもの職業選択の幅が狭まらないよう、国籍による職業選択の制限のうち根拠が乏しいものについて撤廃すべきである。	「国籍による職業選択の制限のうち根拠が乏しいものについて撤廃すべきである。」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、合理的な理由なく職業選択を制限する法令はないと考えます。 また、厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定めております。 指針の中で、次のように定め、事業主に対応いただいております。「職業紹介事業者等が職業紹介を行うに当たり、国籍を理由とした差別的取扱をすることは職業安定法上禁止されているところですが、事業主においても、職業紹介事業者等に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。」
153	外国籍の子どもは「保育士」の資格取得は可能であるが、理解のある職場を見つけることは難しい現状にある。 外国籍保育士は、在留外国人とのかけはしとなり、幼少期からの異文化理解教育の担い手となる。組織の内部に外国籍の人材がいてはじめて、内部から異文化理解、共生が深まっていく。 外国籍の保育士の就労状況改善、解決をめきに、多文化共生、異文化理解の施策は進められないだろう。	厚生労働省では、「保育士・保育所支援センター」によるマッチング等の就職あっせんや求人情報の提供などの就職支援を行う地方公共団体を支援しています。
154	高等学校卒業後の進路確保の問題について、各都道府県の高等学校と地元の企業（高卒人材の獲得に積極的な企業）が協力し、外国につながる生徒が高等学校を卒業後、「正社員として正規雇用」される仕組みを構築する努力をすべきである。	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施していきます。

155	<p>多言語の就学ガイドブック等の普及等に係る取組について賛成である。</p> <p>中学卒業後の進路選択、高校卒業後の進路選択についても必ず記載してもらいたい。ロードマップ（案）では、高校卒業後の進路として就労しか見えないが、「目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）」として「全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる」とあるところ、児童生徒が高校卒業後能力を発揮できる場所は会社だけではない。大学や専門学校進学のために必要な学力や経済力などについて知ることができるガイドブック等の普及をお願いする。</p>	<p>文部科学省においては、「多言語の就学ガイドブック」の普及に加えて、補助事業等を通じ、中学・高等学校段階における進路指導やキャリア教育の充実を推進しています。</p>
156	<p>経済産業省《55》相互理解の組織風土の構築などに関し、外国人を採用する企業において、社内コミュニケーションの円滑化・ハラスメント被害防止のためにも、「やさしい日本語」の研修は、専門講師を招き定期的に行うべきである。</p>	<p>やさしい日本語については経済産業省の施策ではないものの、社内コミュニケーションの円滑化に向けた当省の取組を講ずるに当たり、継続性の重視等について参考とさせていただきます。</p>
157	<p>定住外国人の日本語レベルは様々であり日本語能力に配慮した職業訓練は難しいと考えられるため、職業訓練の一環としてビジネス日本語を学ぶ研修を取り入れると良いのではないか。</p>	<p>日本語の習得は、それだけでは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7に規定する「職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得する」ものとはいえないところ、日本語習得のみを目的とする公共職業訓練コースを設定することは困難です。</p> <p>なお、ビジネス用語の習得等に関しては、働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知を通じ、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図っていきます。</p>
158	<p>外国人従業員に対する言語面での対応を、雇用における企業の配慮義務の1つと位置付け、ある程度強制力のあるものとすべきである。</p>	<p>事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定めております。</p> <p>指針の中で、「適切な人事管理」として次のように定め、事業主に対応いただいております。</p> <p>「事業主は、その雇用する外国人労働者が円滑に職場に適應できるよう、社内規程その他文書の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。」</p>
159	<p>定住外国人を対象とした職業訓練について、労働関係法令や出入国関係法令に関する知識を身に付けるための研修も実施してほしい。雇用主側に知識が足りない場合、外国人本人がおかしいと気付くことができると、相談しやすい。</p>	<p>厚生労働省では、労働関連法令の周知に当たり下記のような取組を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14言語で「労働条件ハンドブック」を作成し、全国の労働基準監督署等に設置するほか、ホームページで公開。 ・外国人労働者相談コーナー・外国人労働者向け相談ダイヤル等を設置し、外国人労働者からの労働条件に関する相談に13言語で対応。 ・「賃金」や「労働時間及び休暇」など雇用管理において実際に想定され場面ごとにとりまとめた、外国社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集の周知。 ・労働法教育テキストの外国語訳の作成。等
160	<p>第二言語として身に付けた日本語で、日本国内の企業で働いている外国人従業員に対し、理解しにくい日本語で指示命令をすることや、それによる失敗などを叱咤するといったことは、日本語母語話者の水準を外国人にも理不尽に要求する「言語ハラスメント」と言うべきことである。このような事象を減らすため、一定のガイドラインを設けるべき。</p>	<p>厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定めております。</p> <p>指針の中で、次のように定め、事業主に対応いただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な人事管理 事業主は、その雇用する外国人労働者が円滑に職場に適應できるよう、社内規程その他文書の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 ・教育訓練の実施等 事業主は、外国人労働者が、在留資格の範囲内でその能力を有効に発揮しつつ就労することが可能となるよう、教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。
161	<p>外国人を雇用する事業主に対し「ビジネスと人権」を活用し、国際基準及び日本の行動計画における雇用主の責任についてさらなる周知と啓発を行うことについて検討することを望む。</p>	<p>厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めており、その周知啓発を行っています。</p>
162	<p>外国人の雇用に当たっては、外国人労働者が理解できる言語で契約書を交わすなど、労働者の権利と義務について、事業主が明確化を推進できるよう支援する計画を検討してほしい。</p>	<p>「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の中で、次のように定め、事業主に対応いただいております。</p> <p>「事業主は、外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、その内容を明らかにした書面を交付すること。…中略…その際、モデル労働条件通知書やモデル就業規則を活用する、母国語等を用いて説明する等、当該外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。」</p> <p>なお、厚生労働省では、事業主が上記へ取り組む際の支援として、外国人特有の事情に配慮した雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース））を実施しております。</p>

163	本ロードマップ内では、「外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備に取り組んだ事業主への助成を行う」としており、有効な施策であると評価するが、その具体的な手法（補助、法人税の軽減措置等）については、実効性があり、且つ民間企業による活用促進が期待されるものを検討されたい。	厚生労働省では、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)）を実施しております。事業主が上記取組を実施した際に要した経費の一部を助成することにより、事業主の取組を促進していくこととしております。
164	「安全・安心な社会」のビジョンが掲げられているが、外国人労働者の在留資格による転職が認められていないこと、休職制度などを追記し、よりよい労働環境を作っていく必要がある。	厚生労働省では、事業主の方が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容を盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定め、事業主の方に職場環境の改善等に取り組んでいただいております。 この指針の中で、事業主の努力義務として、外国人労働者が一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うこととされております。
165	製造業における安全衛生、建設現場での作業指示、介護職場での申し送りなど言葉による指示が必要な場所でのトラブルが多くなっている。技能実習制度では指導員体制など外国人労働者に対する教育は行われているが、外国人を受け入れる職場の日本人に対する教育は現場まかせになっているため、外国人労働者を受け入れる日本の社員に対するコミュニケーション教育が必要である。	厚生労働省では、事業主の方が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容を盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（以下「指針」と記載します。）」を定め、事業主の方に職場環境の改善等に取り組んでいただいております。 また、事業主や人事・労務担当、職場の上同等の職場における効果的なコミュニケーションの方法については、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人社員や入社後の活躍に向けたハンドブック」等各種の支援ツールを作成しているところです。 この指針や各種支援ツールは、ホームページへの掲載や、雇用管理セミナーなどの事業主の方が集まる場面での説明、担当職員の事業所訪問による援助・指導の実施など、あらゆる方式で周知啓発に努めているところです。御指摘の福利厚生面での配慮についても、当該周知啓発の中で実施しております。
166	外国語での雇用サービスを行うと同時に入管との情報交換を行い、スムーズな転籍ができるよう対応を求めます。	ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」等においては、専門相談員や通訳員の配置、14言語に対応した多言語コンタクトセンター等の活用により、引き続き外国人求職者に対して丁寧な相談対応を実施いたします。
167	日本でも土葬ができる墓地の整備を進めるべきである。	土葬ができる墓地の確保に関しては、周辺の住民が信仰する宗教の状況や生活環境の調和等、地域性が極めて高く、特に外国人のための墓地の場合は、多文化共生という観点からも、関係の地方公共団体において丁寧に検討・調整いただくべきものと考えており、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
168	外国人が日本で人生の終焉を迎えるに当たり、安心して眠ることができる墓地の整備が急務である。宗教上、土葬しか受け入れることができない外国人用の埋葬墓地の土地確保が必要である。	土葬ができる墓地の確保に関しては、周辺の住民が信仰する宗教の状況や生活環境の調和等、地域性が極めて高く、特に外国人のための墓地の場合は、多文化共生という観点からも、関係の地方公共団体において丁寧に検討・調整いただくべきものと考えており、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
169	日本国内で外国人が死亡した際の対応について、実態調査をすべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
170	ライフステージ・サイクルについて言及されている点は評価できるが、出生及び死亡という重要なライフイベントも盛り込む必要がある。特に妊娠・出産については、既に多くの問題が発生しており、取組の強化が焦眉の急となっている。	妊産婦の方々に対しては、これまで、子育て世代包括支援センターによる妊産婦等の継続的な実情の把握や、相談支援、必要に応じた支援プラン策定などを行い、必要な支援につなげていく等の取組を行っていますが、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等の導入をするなど「多言語対応」の取組をした場合には、補助金額の加算を行っています。 引き続き、必要な支援に取り組んでまいります。
171	「在留外国人に対する基礎調査」等の継続的実施において、性別に係る項目も加え、調査結果を踏まえ、外国人女性がリーダーシップを發揮し、社会経済活動へ参加できるよう対策を推進していただきたい。	頂いた御意見は、在留外国人の実態把握の取組に係る今後の検討の参考とさせていただきます。
172	外国人に対する基礎調査について、外国人の受入れ・多文化共生推進を所掌事務とする機関が行うことが必要である。	「在留外国人に対する基礎調査」については、関係省庁及び有識者の御意見も踏まえて、調査の実施方法や調査項目を設定するなどしています。 引き続き、適切な実態把握に努めてまいります。
173	外国人支援者のネットワークによる事例集、受入環境調整担当官が年1回開催される意見交換会などを通じて、外国人のライフステージの継ぎ目での問題に対して、「在留外国人に対する基礎調査」等により対処することは素晴らしいが、一方で、実施する各施策の「継ぎ目」も意識して効率的に支援を進めていただきたい。	ライフステージの「継ぎ目」に対して「在留外国人に対する基礎調査」等により対処することについて、賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見は、外国人支援者ネットワークの構築・活用及び地方公共団体との連携に関する取組を検討する際の参考とさせていただきます。
174	実態調査が必要であることに賛同。介護施設・介護サービスに関する取組を願う。	実態調査に対する賛同の御意見として承ります。 外国人の方を含め介護サービスを必要とする方に必要なサービスの提供が確保されるよう、引き続き様々な機会を活用して実態把握に努めるとともに必要な支援を行ってまいります。

175	<p>各県に、夜間中学の設置又はオンラインで夜間中学の卒業資格を取得できる制度を整備すべきである。</p> <p>小学生や中学生で日本に来る（親の再婚で）児童のための支援が十分ではないと思う。言葉の壁で通学を諦めてしまうケースも多々あるため、ぜひお願いしたい。</p>	<p>夜間中学は、①義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、②不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、③本国や我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の方などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。そのため、文部科学省では、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援等を通じてその促進を図っているところです。</p> <p>また、学校において日本語指導を実施するための制度の整備を行うとともに、補助事業等により、日本語指導補助者・母語支援員等の配置などの日本語指導体制構築を進めているところです。御指摘の点も参考としながら、外国人児童生徒等の教育の充実に努めてまいります。</p>
176	<p>異文化理解及び多文化共生について学校教育で学ばせるべきである。</p>	<p>文部科学省においては、多文化共生に向けた教育に関する調査研究を実施しているところです。研究結果や御指摘の点を参考としながら、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく取組の充実に努めてまいります。</p>
177	<p>外国籍の子どもについて、就学支援を含む、子どもの最善の利益の考慮と、その実現のために子どもを監護する親の支援をすることが日本政府等の責務であることを法令上明記すべきである。</p>	<p>外国籍の子どもについては、その保護者が小・中学校に就学を希望する場合は、国際人権規約等に基づき無償で受入れを行っています。</p> <p>また、文部科学省においては、外国籍の子ども就学状況把握・就学促進のため、地方公共団体に取り組むべき事項を「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」として取りまとめ、通知しました。御指摘の点も参考としながら、外国籍の子ども就学促進等の取組を進めてまいります。</p>
178	<p>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育について、日本人児童生徒に対してだけでなく、教員に対しての教育が必要である。異文化理解・多文化共生だけでなく、第二言語習得と、第二言語を習得しながら学ぶ・生活するという点についても、教員に対する教育を行ってほしい。教員のこれらに関する知識や意識の差は大きく、その状況で子どもたちに指導を行っても効果は薄いのではないかと。</p>	<p>外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムを開発し、教員の資質能力の向上にも努めています。御指摘の点も参考としながら、外国人児童生徒等に対する教育の充実に努めてまいります。</p>
179	<p>「外国人の子どものキャリア形成支援（52）」について、令和4年度に「高校、行政書士会とハローワークが連携した取組の試行的実施」とあるが、これまで行政書士会は外国籍児童生徒に対する支援などについては実績はなく、子どもの最善の利益など人権にも係わる重要な支援内容であるため、これまでの外国籍児童生徒の支援について各地域で支援実績のあるNPO・NGOとの協働を考えてもらいたい。</p>	<p>外国人の子どものキャリア支援に関する指針については、一部の行政書士会で子どものキャリア支援という観点から、学校等で教員や外国籍の学生に対し、レクチャー等を行っていることから、厚生労働省も参画・協力して、教員、生徒本人や家族にとってよいアプローチを検討しながら取り組んでいるものであり、引き続き必要な関係者と連携しながら取り組んでまいります。</p>
180	<p>母国の職業資格の認定基準策定や子どもの学歴認定の柔軟な対応（日本で認められていない飛び級をどう扱うか）と基準作りも重要である。</p>	<p>外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に、日本の教育制度において、年齢相当の学年で受け入れることが可能です。</p> <p>なお、小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「知育」に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題点も指摘されていることに加え、国民的な理解が得られている状況ではないと考えており、これまでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っておりません。</p>
181	<p>「ロードマップ（案）」に盛り込まれた多くの施策が、不就学児童をなくし、適切なケアのもとで子どもたちが育ち、同級生との交流を通じて、日本国内の国際化のカタリスト（触媒的存在）となることに期待したい。</p>	<p>外国籍の子どもについては、その保護者が小・中学校に就学を希望する場合は、国際人権規約等に基づき無償で受入れを行っています。また、文部科学省においては、外国籍の子ども就学状況把握・就学促進のため、地方公共団体が取り組むべき事項を「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」として取りまとめ、通知しました。御指摘の点も参考としながら、外国籍の子ども就学状況促進等の取組を進めてまいります。</p>
182	<p>社会保険や給付は日本人と外国人を分けるべきである。</p>	<p>社会保障と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきであるという我が国の社会保険制度の基本的な考え方に基づき、我が国の年金、医療などの社会保険制度は、外国人の方々にも適切に適用していくことが重要と考えています。</p> <p>他方で、外国人の医療問題などの課題もあり、これまでも順次必要な対策を講じてきたところです。引き続き、必要とされる方に適切に社会保険制度が適用されるよう取り組んでまいります。</p>
183	<p>年金について、なぜ日本人以外の外国人にまで年金を支給しようとしているのか。</p>	<p>日本の公的年金制度は国籍による差別は行わない原則のもと、日本に住所を有する方や、適用事業所に使用される方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度が適用され、保険料を納付する義務が生じることとなります。</p> <p>また、保険料納付期間を10年以上有する等、受給資格要件を満たす場合は、国籍を問わず、公的年金を受給することができます。</p> <p>このように、日本の公的年金制度は、外国人の方であっても、保険料納付義務が生じた上で、受給資格要件を満たすのであれば、年金が支給される仕組みとなっています。</p>
184	<p>特別永住者は、明治以降日本の近現代社会の構築と終戦後日本の復興に貢献した経緯があるので、その特別永住者である外国国籍の方と今どンドン新しく入ってくる外国人と社会保険に関しては同列で扱うべきではないと考える。</p>	<p>社会保障と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきであるという我が国の社会保険制度の基本的な考え方に基づき、我が国の年金、医療などの社会保険制度は、外国人の方々にも適切に適用していくことが重要と考えています。</p> <p>他方で、外国人の医療問題などの課題もあり、これまでも順次必要な対策を講じてきたところです。引き続き、必要とされる方に適切に社会保険制度が適用されるよう取り組んでまいります。</p>

185	外国人向けに介護保険制度等を含めた社会保障に関する説明会を開催すべきである。	厚生労働省では、医療、介護、年金といった社会保障制度について、リーフレットの多言語化等の対応を行っています。 引き続きこうした資料も活用し、各保険者等においても外国人への情報提供・発信が行われるよう、必要な支援を行ってまいります。
186	日本で教育、住宅購入、老後のいずれか、または全てを過ごす可能性がある在留外国人に対しても、金融リテラシー教育を早期に実施すべきである。	引き続き、金融庁やその他関連団体において、国籍等に関わらず金融経済教育を実施していきたいと考えております。
187	就労等の支援検討にあたり、複雑化した在留資格制度を再構成し、柔軟なキャリアパスの実現という観点から在留資格間の接続関係について見直すことが重要と考える。 また、技能実習制度・特定技能制度については、理念と実態が乖離していることを踏まえて発展的に解消し、外国人が安心して働くことができるための新たな制度・企業も活用しやすい仕組みを構築することが必要であり、関連する政策の方向性を検討・明確にしていくべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
188	現在、効果的なコミュニケーションについて企業に対して周知を行っているが、なかなか反応は薄い。問題意識の高い経営者は独自にコミュニケーション術を持っているが、そうではない経営者へ研修を行うために何らかの費用助成等を活用できるようにお願いしたい。	外国人労働者のみならず外国人労働者を受け入れる企業側においても相互理解の組織風土の醸成が重要であると考えており、効果的なコミュニケーションの促進に向けた動画ツールなどを用いた研修の実施などに取り組んでいるところ、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
189	地方公共団体で行っている介護通訳事業、医療通訳事業等からその必要性を検証し、予算化すべきである。	介護通訳に係る御提案について、令和3年度の「在留外国人に対する基礎調査」では介護保険制度に関する困りごと（手続や利用方法に関して母国語で相談ができる場所がないこと等を含む。）を調査項目として追加するなど外国人の日常生活上の問題点等について実態把握に努めているところです。当該調査の結果等も踏まえつつ、外国人の方にも円滑に介護保険制度を利用いただけるよう必要な取組を引き続き進めてまいります。
190	外国人児童の就学については、入管庁から各市区町村に伝えられている被仮放免者の情報も活用されなければならない。	出入国在留管理庁では、仮放免中の外国人について、本人が希望する場合には、その者の情報を居住する地方公共団体に通知しており、各地方公共団体において、その情報を基に、可能な範囲で行政サービスを提供しているものと承知しています。
191	高齢であるがゆえに、若い頃以上に支出が重なり、就職に有利な資格を持っていない場合、再就職先がないまま、先行き不安な毎日を送っている外国人高齢者について、再就職のための支援策を組み込んでほしい。	高齢の外国人も含め、「外国人雇用サービスコーナー」等において、安定的な就労の促進及び職場定着を図るため、職業相談や求人情報の提供を行っています。
192	中長期在留外国人は、とすれば集住する傾向があるが、可能な限り、日本人と広く交わる形で共生政策が実行されることを望んでいる。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
193	18ページの12行目「高校」は同1行目等と同様に「高等学校」のほうがよい。	御指摘を踏まえ、「高等学校」と修正しました。
(4) 共生社会の基盤整備に向けた取組		
194	共生社会の実現に向け、見た目によるラベリングは不適切であるという情報を発信、教育することが重要である。	外国人を含む全ての人が共に社会をつくっていくことの意義等について、国民の幅広い理解が必要であると認識しております。 これまで、共生社会の実現に向けた意識醸成に関する取組を推進してきましたが、本ロードマップ（案）にもあるとおり、啓発活動や学校教育における共生のための教育の推進を行うなどし、更に意識醸成に関する取組を推進していきます。
195	異文化理解教育について、英語圏に偏っており、教える（話す）人が少ない。地域に住んでいる外国人や海外にホームステイしたことがある人の話を聞くのも良いのではないかと。 また、日本の学校では宗教教育がなされていないが、宗教に根差した行事がたくさんあるので、それらを理解するのも必要だと思う。	文部科学省においては、多文化共生に向けた教育に関する調査研究を実施しているところです。 研究結果や御指摘の点を参考としながら、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく取組の充実に検討してまいります。
196	外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくためには、外国人が日本の経済・社会に貢献していることを日本人に広く周知することが不可欠であり、そのためにモデルケースを収集し、各メディア、SNS等を最大限活用した発信を推進することを望む。	頂いた御意見は、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくための施策を実施するに当たり、参考とさせていただきます。
197	学校教育における共生のための教育の推進においては、教員、医療従事者、弁護士等の専門職養成課程に、異文化理解・多文化共生の重視及び幅広い議論を推進するカリキュラムを含めることを推進してほしい。	文部科学省においては、外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムを開発し、教員の資質能力の向上に努めています。御指摘の点も参考にしながら、教員の研修等の充実に努めてまいります。

198	共生社会の実現に向けた意識醸成について、お互いのことをより深く知るような活動が年間を通じて継続的に行われることを望む。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
199	異文化理解及び多文化共生について、大人に対し、意識変革をさせるよう大々的に広告するべきである。	本ロードマップ（案）では、「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことなどを検討しており、同月間における取組を検討するに際して、頂いた御意見を参考とさせていただきます。
200	外国人との共生に関して、隣人・仲間という感覚を醸成するとともに、地域における様々な取組について、成功事例をまとめるだけでなく、補助金等で取組を支援いただきたい。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
201	お祭りなどの地域の取組に多文化共生が息づいていけば、お互いの理想や尊厳、助け合いが芽生えると思う。防災ハザードマップ、出産育児などのライフサイクルに合わせて参加型の環境づくりも必要。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
202	公務員についても外国人との共生社会という新しい日本への意識改革が必要と考える。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
203	日本人の子どもや教職員、地域住民に対する啓発活動を行うことも重要である。 「日本人も外国人もともに変わっていく」という考え方に社会全体が切り替わっていくための仕掛けが求められる。	外国人を含む全ての人が共に社会をつくっていくことの意義等について、国民及び外国人の幅広い理解が必要であると認識しております。 これまででも、共生社会の実現に向けた意識醸成に関する取組を推進してきましたが、ロードマップ（案）にもあるとおり、啓発活動等を通じて、更に意識醸成に関する取組を推進していきます。
204	学校だけでなく、社会全体で多様な背景を持つ人とともに地域を作っていくため、自治会という単位に注目すべきである。現状では、外国人が自治会に参加するケースは少なく、入会後の活動の在り方についても考えていかなければならない。自治会側に外国人を受け入れる心構えができていない現状であるため、日本人社会への啓発活動ができる仕組みづくりを国にしてもらいたい。	外国人を含めた地域住民の自治会加入の促進は、共助の担い手の確保の観点から重要であると考えていますが、具体的な加入促進のための施策については基本的に各地方公共団体が地域の実情に応じて取り組むものと認識しております。
205	外国人との共生社会についての国民の意識を常に吸い上げる仕組みの導入を提案したい。 例えば入管庁が中心となり、定点観測的に外国人受入れの国民に向けた意識調査を実施し、それを公表してはどうか。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
206	在留外国人の増加とともに、外国人による犯罪率及び件数が上昇していることから、相関関係があることは明らかであり、永住者・偽装滞在者・不法滞在者の把握に力を入れる必要がある。 人権の尊重は当然であるが、人権とサービスを混同してはならない。	本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会の実現のためのビジョンの一つとして、「安全・安心な社会」を掲げております。 外国人との共生社会を実現するためには、外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があると考えています。 また、ビジョンの「個人の尊厳と人権を尊重する社会」では、全ての人が社会の一員としてルールを守る社会であることを必要としています。 このようなビジョンの実現に向けた具体的な取組については、適切に対応してまいります。
207	不法就労等をあつせんする者に対する積極的な摘発、情報公開を行うべきである。定期的に公開されることで一つの抑止効果となると考える。	不法滞在者を削減するための取組として、不法滞在者に関する情報把握に努め、関係機関と連携して不法就労をあつせんするブローカーを積極的に摘発し、悪質な雇用主に対して、厳格に対応しているところ、引き続き必要な取組を行ってまいります。
208	不法滞在者の縮減に関し、人身取引被害を受けるなど脆弱な立場にある非正規滞在者に対しては、保護や支援を提供するため、IOM等の関係機関と連携しつつ、対策を行っていることを明記してほしい。	人身取引被害者に対する保護や支援は不法滞在者の削減のために行っているものではありませんが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
209	「不法」滞在者の記載を国連総会採択文章である「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト」等に沿い、「非正規」滞在者と修正するよう検討をしていただきたい。	少なくとも該当部分は取締りに関する内容でもあり、出入国在留管理庁としては、「不法滞在者」の記載が適切であると考えております。
210	仮放免制度については是正すべきであり、やむを得ず不法滞在に陥ってしまった人を合法化すべきである。	在留特別許可の許否の判断に当たっては、個別の事実ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしております。 一般論として、法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であると考えています。
211	「偽装滞在者等の発見・摘発等、不法滞在者の縮減」について、さらなる取締りの強化と共生社会にどのような関係があるのか。取締強化が共生社会の基盤だという認識は、「共生社会」の理解を根本から誤っているというほかない。	本ロードマップ（案）の目指すべき外国人との共生社会のビジョンの「個人の尊厳と人権を尊重した社会」では、全ての人が、社会の一員としてルールを守る社会であることが必要とされており、外国人との共生社会の実現に向けて、その基盤としての在留管理体制の構築に取り組んでいくこととしております。

212	「不法滞在者」として犯罪と結びつけるのではなく、非正規滞在者の正規化を図る方針を打ち出すこと。	国際慣習法上、外国人の入国・在留を認めるか否かが国家の自由裁量に委ねられている中で、本来退去強制されるべき外国人に対して例外的・恩恵的に行われる措置が在留特別許可です。 この在留特別許可の可否の判断に当たっては、個別の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしており、今後も引き続き、適正な運用に努めてまいります。
213	偽装滞在者の摘発や、不法滞在者の情報収集等の強化の点は非常に重要であるが、同時に、偽造書類で入国してくる人材（特に偽装留学生、偽装技人国）をできるだけ阻止することが重要である。	在留資格審査においては、現在も必要に応じて、関係機関とも連携しながら偽変造文書への対策を含めた対応をとっており、引き続き適切な対応に努めてまいります。
214	1年または3年で永住資格を取得できることについて危惧がある。 日本国の国益・公安上の観点から、短期間で永住の在留資格への変更許可制度を変更しないのであれば、永住権の見直しとセットにするべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
215	在留資格の付与に関し、基準が明確ではない。基準を明確化すべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
216	重点目標4の「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」は直ちに削除すべきである。 3つのビジョンで掲げていることを真に目指すのであれば、外国人に対しても、できる限り安定的な地位が保障されることが必要であり、外国人のみが管理の対象にされることはあってはならない。	在留管理体制の構築は、外国人との共生社会の実現のための基盤となるものであることから、ロードマップで示すこととしております。
217	「永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における目安額を設定」について、現状でも実務上、永住許可申請における資力のハードルは上がる一方である。別表第一の在留資格で在留する外国人の場合、永住許可を得られなければ、日本に生活基盤を築いても、失業等により、簡単に在留資格を失うことになる。 日本で長年生活してきた彼ら・彼女らを現役時代に永住許可を得られなかったからと、働けなくなったとたん日本から追放するのだろうか。 外国人にそのようなリスクと隣り合わせの生活を強いることは、「共生社会」とは対極にある発想である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
218	永住許可後の状況の変化により永住許可をなく奪するのは、外国人には永遠に安定した在留資格は与えないというのと同義である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
219	真に「共生」を教えるのであれば、日本に生活基盤を持つ外国人に対し、安定した在留資格を付与すべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
220	共生社会の基盤と考えられている在留管理制度は、現実には、少なくない数の外国人をかえって不安定な生活に留め置くという逆機能に作用してきた。在留資格と在留期限によって外国人を管理しようとする発想自体の問題を見直すことが必要。 この点、「永住許可」について、裁量による許可ではなく、例えば、一定の滞在期間を経た外国人には確実に保障される資格とし、外国人が「能力を発揮」できるための安定した制度的基盤を構築すべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
221	「永住者の在り方等に係る検討」について、例えば、不運な事故や病気などで働けなくなった資産を失った永住者の永住許可を取り消すといった非人道的な事態とならないかと懸念しています。専門家、外国人に対する支援者等を含め十分な議論を行い、市民にもその具体的な検討内容を早い段階で共有いただけるようお願いする。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。

222	<p>永住許可申請の審査時の年収要件について目安額を設けるに当たっては、あくまで「目安」として運用し、年収額だけを絶対視せず、様々な事情を総合的に鑑み、柔軟に審査を行う運用体制を確保してもらいたい。</p> <p>また、新たに永住許可後の取消制度を検討する以前に、既存の入管法上の退去強制事由、取り消し事由による対応のできるものとする。「永住者」をやり玉にあげてその身分を安易に剥奪するような運用には反対する。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
223	<p>「目指すべき外国人との共生社会のビジョン」の中に、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」とあるにもかかわらず、取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）の4つ目「共生社会の基盤整備に向けた取組」の中で「永住許可後に永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案に対処できる仕組みを構築する必要がある」と記載されているのは矛盾しており、この一文の削除を求める。</p> <p>やるべきことは、「永住」を資格ではなく権利として位置付け直すことである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
224	<p>ロードマップ（案）にある永住許可の取消しを含めた対処について、ロードマップ案からの削除を求める。在留資格の不安定化は共生社会に逆行するものであり、反対に永住許可や定住者の在留資格変更を柔軟に認めることを求める。</p> <p>在留特別許可についても同様。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>在留特別許可は、国際慣習法上、外国人の入国・在留を認めるか否かが国家の自由裁量に委ねられている中で、本来退去強制されるべき外国人に対して例外的・恩恵的に行われる措置です。</p> <p>この在留特別許可の可否の判断に当たっては、個別の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしており、今後も引き続き、適正な運用に努めてまいります。</p>
225	<p>難民認定申請について、際限なく再申請を認めている点を早期に訂正すべきである。</p>	<p>濫用・誤用的な難民認定申請への対策については、引き続き、法制度・運用の両面から検討を進め、真に庇護を必要とする者を確実に保護してまいります。</p>
226	<p>難民認定制度を改善すべきである。</p>	<p>法務省では、難民の認定は難民条約等で定める「難民」の定義に従い、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、適切に認定してまいりました。</p> <p>また、条約上の難民とは認められない場合であっても、本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。</p> <p>難民認定制度の適正な運用に向けた更なる取組により、今後とも、真に庇護を必要とする者を確実に保護してまいります。</p>
227	<p>難民認定に係る審査の基準を改め、仮放免者の人権についても改善すべきである。</p>	<p>法務省では、難民の認定は難民条約等で定める「難民」の定義に従い、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、適切に認定してきました。</p> <p>また、条約上の難民とは認められない場合であっても、本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には我が国への在留を認めています。引き続き、真に庇護を必要とする者を確実に保護してまいります。</p> <p>加えて、人権・尊厳の尊重は、より良い、あるべき出入国在留管理行政を実現・運用していく上で、非常に大切なことであると認識しています。</p> <p>出入国在留管理行政に携わる職員は、当事者である外国人に対し、状況に応じた適切な接し方をすべきであることは当然であり、従来から、研修等を通じてそうした点の徹底を図っています。</p>
228	<p>難民申請中の仮放免の方の労働条件の見直しを検討すべきである。</p>	<p>一般論として、入管法に違反して退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の外国人には基本的に就労を認めていません。</p> <p>御指摘の難民認定申請中の外国人も含め、不法滞在中の外国人の就労については、送還忌避に対する対応策等の問題と一体として不断に検討すべきものと考えております。</p>
229	<p>昨今のウクライナ情勢に伴うウクライナ避難民の受入れ・支援にあたり、難民と避難民の定義の明確化及び関連する難民認定制度の運用の一層の適正化に関して早急に検討されたい。</p>	<p>我が国において、外国人から難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとに申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。</p> <p>また、条約上の難民とは認定できない場合であっても、本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。</p> <p>その上で、出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>現在、出入国在留管理庁においては、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、昨年7月には、UNHCRとの間で協力覚書を交換しました。</p> <p>法務省としては、引き続き、国際機関と協調しながら、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>

230	異常に低い難民認定率を是正すべきである。	<p>難民認定をめぐることは、各国、前提となる事情が異なっており、難民認定率により、単純に、我が国と他国とを比較することは相当ではありません。</p> <p>我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定し、難民とは認定できない場合であっても、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。</p> <p>我が国の難民認定者数や人道配慮者数は、こうした取組の結果です。</p> <p>現在、出入国在留管理庁においては、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、昨年7月には、UNHCRとの間で協力覚書を交換しました。</p> <p>出入国在留管理庁としては、引き続き、真に庇護を必要とする者の確実な保護に取り組んでまいります。</p>
231	<p>難民認定の基準が明らかではなく、認定される確率も他国と比較して低い。</p> <p>難民の受入れに対してもっと積極的になってもよいのではないか。</p>	<p>我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定し、難民とは認定できない場合であっても、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。</p> <p>御意見は、難民認定制度の透明性の向上を求めるものであると認識しております。現在、出入国在留管理庁においては、制度の透明性向上の観点から、難民該当性に関する規範的要素の明確化に取り組んでおり、難民認定制度運用の一層の適正化を図っていくこととしています。</p> <p>また、難民認定をめぐることは、各国、前提となる事情が異なっており、難民認定率により、単純に、我が国と他国とを比較することは相当ではありません。</p> <p>我が国の難民認定者数や人道配慮者数は、こうした取組の結果です。</p> <p>出入国在留管理庁としては、引き続き、真に庇護を必要とする者の確実な保護に取り組んでまいります。</p>
232	「難民認定制度の運用の一層の適正化を図る」という点について、他国に比べて明らかに認定数が少なく、要件も厳しすぎるため、国際条約に則った制度運用とすることを求める。	<p>難民認定をめぐることは、各国、前提となる事情が異なっており、難民認定者数により、単純に、我が国と他国とを比較することは相当ではありません。</p> <p>我が国において難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。</p> <p>他方で、条約難民の定義には、「迫害」等、文言上からは具体的に何が該当するのか必ずしも明らかではない規範的要素が含まれています。</p> <p>そこで、現在、出入国在留管理庁においては、規範的要素の明確化について、我が国及び諸外国の実務上の先例やUNHCRが発行する諸文書等を参考にしつつ検討しており、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいます。</p>
233	出入国「管理」を行う入管当局が難民の「保護」という、必要な専門性がまったく異なる業務を行うことは無理があるので、専門性が高い公平・中立な第三者機関の設立を目指すべき。	<p>難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務を出入国在留管理庁で行うことには合理性があるものと考えております。</p> <p>出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>引き続き、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
234	難民の認定・保護について、政府から独立した第三者機関を設けて同機関に所掌させるべきである。	<p>難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務を出入国在留管理庁で行うことには合理性があるものと考えています。</p> <p>出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>引き続き、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
235	難民認定制度について言及があるが、第三者機関の設置が必要不可欠だと思われる。	<p>難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務を出入国在留管理庁で行うことには合理性があるものと考えております。</p> <p>出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>引き続き、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
236	<p>難民認定申請者の状況の改善を望む。難民認定手続における第三者機関の設立は必須であるとする。</p> <p>誰であれ、共に社会に生きる人々であると認識している。</p>	<p>難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務を出入国在留管理庁で行うことには合理性があるものと考えています。</p> <p>出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>引き続き、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
237	広義の難民背景を持つ子どもたちは日本で生まれ育っている、小さいころに来日している人たちも少なくない。それらの人々も将来の日本の重要な担い手として在留資格を許可してほしい。	<p>我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。</p> <p>また、難民とは認定できない場合であっても、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。</p> <p>なお、在留を特別に許可する場合、その許否判断については、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行、当該外国人の病状等、諸般の事情を総合的に勘案して適切に判断しています。</p>

238	<p>ロードマップでは、「在留管理体制の構築」のための施策の1つとして「難民の適正な保護の推進」が挙げられている。</p> <p>難民認定のための施策を「在留管理体制」の中に位置付けることは、日本に逃れた人の安心を確保し、人としての尊厳を守るという難民認定の本来の目的に矛盾するものであり、見直されるべきである。</p>	<p>上陸時に庇護を求める者への対応、難民認定申請中の者や難民と認定された者に係る在留管理など、難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連していることから、難民認定に関する施策を「在留管理体制の構築」に位置付けることは、難民認定の本来の目的に矛盾するものではありません。</p> <p>難民認定制度の運用の一層の適正化を図ることにより、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
239	<p>難民該当性に関する規範的要素の明確化について、2014年の難民認定制度に関する専門部会による「UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例及び学術研究の成果なども参照しつつ」との提言を踏まえ、日本におけるこれまでの限定的な難民条約の解釈に捉われない内容とするべきである。</p> <p>また、UNHCRの見解を踏まえた難民該当性に関する規範的要素の明確化により、国際基準にのっとった難民認定基準が策定されるべきである。</p>	<p>難民該当性に関する規範的要素の明確化については、我が国及び諸外国での実務上の先例、UNHCRが発行する諸文書等を参考として検討しており、現在、UNHCRとも意見交換を行っています。</p>
240	<p>「透明性の確保」に当たっては、難民認定・不認定理由の付記内容の充実が行われることが重要である。</p> <p>また、難民該当性に関する規範的要素の明確化後の措置として、難民該当性に関する規範的要素の明確化を通じて見直された審査基準を踏まえて、難民申請者が新たに証拠を提出する機会が設けられるべきである。</p> <p>さらに、再申請者の多くが、難民認定制度の更なる運用の見直しによる在留制限の影響を受けており、難民該当性に関する規範的要素の明確化後の審査基準との関係で、C案件への該当性が判断されるべきである。</p> <p>2025年度以降に行われるとされた「検証」や「更なる明確化の検討」は、UNHCRと共同で行われるべきである。</p> <p>また、難民条約の解釈は、人権規範の発展や各国の実務・研究の積み重ねによって変化するものであり、更なる「明確化」ではなく「見直し」とするのが適切である。</p>	<p>外国人から難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとに申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。</p> <p>他方で、条約難民の定義には、「迫害」等、文言上からは具体的に何が該当するのか必ずしも明らかではない規範的要素が含まれています。</p> <p>そこで、出入国在留管理庁においては、難民認定制度の透明性向上の観点から、諸外国の実務上の先例やUNHCRの諸文書等を踏まえて難民該当性を判断する際のポイントを明確化する検討を進めているものであり、審査基準を見直すものではありません。</p> <p>更なる明確化の検討等がUNHCRと共同で行われるべきとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
241	<p>ロードマップが示す教材や研修が、UNHCR作成の既存の教材の活用やUNHCRによる監修の下に行われ、これらの国際基準にのっとった内容となることが望まれる。</p> <p>また、UNHCRの「難民認定基準ハンドブック」を踏まえ、事実の立証を含む認定手続に関する基準も、難民該当性に関する規範的要素の明確化の対象とされるべきである。</p> <p>的確な事実認定に当たっては、適切な通訳の確保に向けた施策も行われる必要がある。</p> <p>また、難民認定を専門で行う職員の確保など、研修の成果を最大限にするための取組も併せて行われるべきである。</p> <p>加えて、的確な事実認定は審査請求にも共有する課題である。難民審査参与員の多くが任命時に難民認定の実務経験がないことを踏まえ、事実認定に関する研修の対象に全ての難民審査参与員を含めるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
242	<p>出身国情報の充実、中立性や透明性といった原則の下に行われるべきものであり、国際機関・NGO（UNHCR、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチなど）や、国家機関（アメリカ国務省、イギリス内務省、オーストラリア外務貿易省など）が公開している報告を適切に活用することが、まずは行われるべきである。</p> <p>公開情報の適切な活用には、難民認定・不認定の付記理由において、国が申請者の主張の評価に用いた情報を、明確に示すことが重要である。</p> <p>また、難民認定における事実の立証の困難さによる出身国情報の限界も踏まえた活用が必要であり、この観点からも、UNHCRとの連携による「事実認定を的確に行うための研修の実施」や「教材の作成」が行われるべきである。</p>	<p>一般的に、出身国に係る情報については、外務省等が有する情報や米国国務省報告、英国内務省報告といった諸外国の政府機関の発行する報告書、その他様々な情報を参照しており、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携し、最新の情報を積極的に収集しています。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

243	<p>「難民の適正な保護の推進」に当たっては、ロードマップにおいて示された施策にとどまらず、難民認定に関する独立した組織や法律の策定など、制度の在り方を抜本的に見直す施策も検討されるべきである。</p> <p>この点において、2020年の第7次出入国管理政策懇談会による「難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討することを求めたい」との指摘は重要であり、その実現がロードマップにおいて示されるべきである。</p>	<p>難民認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは密接に関連しています。そのため、難民の認定に関する業務を出入国在留管理庁で行うことには合理性があるものと考えています。</p> <p>出入国在留管理庁においては、絶えず、制度や運用の適正化を図りながら、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき外国人を適切に認定してきました。</p> <p>御指摘の令和2年12月の「第7次出入国管理政策懇談会」からの御提言内容も踏まえつつ、引き続き、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組み、共生社会の実現を目指してまいります。</p>
244	<p>母国において生命の危機にある外国人をこれまでの法体系上の難民や準難民などという枠にはめず、新たなカテゴリーとして法令上に組み込む。その際、「帰国させる」（難民は「帰国できるか否か」が基準になっている）よりも「受け入れる」を優先して法令づくりを行うべきである。</p>	<p>難民条約上の難民は、迫害を受けるおそれがある理由が条約上の5つの理由に該当する場合に限られており、内戦や戦争で戦闘に巻き込まれて命を落とすおそれがある者などは、必ずしもこれに該当せず、条約上の難民に該当しない場合があります。</p> <p>そこで、法務省では、難民条約上の5つの理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者を「補完的保護対象者」として認定し、保護する制度の導入を検討しています。</p> <p>引き続き、真に庇護を必要とする者の確実な保護に取り組んでまいります。</p>
245	<p>統計を取り、感情論ではなく数字を基にし、政策に反映すべきである。</p>	<p>外国人との共生社会の実現に向けた施策については、実態を把握した上で、必要な対応をとっていくことも重要と考えております。</p> <p>本ロードマップ（案）では、「在留外国人に対する基礎調査」の実施や、統計の見直しなどによる実態把握を行っていくこととしています。こうした実態把握をしつつ、必要な施策を検討してまいります。</p>
246	<p>各ライフステージ・ライフサイクルに応じ必要な施策を検討していくとした点について、ターゲット分類の軸としてはライフステージだけではなく、在留資格・出身国・中長期滞在者か新規入国者か等、複数の軸が想定される。これら複数の軸によって対象をセグメント化した上で、実態調査等を通じ各セグメントごとの重要課題を特定する等、更に精緻化した上で支援策を検討されていくことを期待する。</p>	<p>外国人との共生社会の実現に向けた施策については、実施状況の点検とともに、実態を把握した上で、必要な対応をとっていくことも重要と考えております。</p> <p>本ロードマップ（案）では、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性に留意した上で「在留外国人に対する基礎調査」の実施や、統計の見直しなどによる実態把握を行っていくこととしています。こうした実態把握をしつつ、頂いた御意見については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
247	<p>外国人の生活状況について、ジェンダーによる違いも大きいと、実態把握のための政府統計においては、国籍、年齢、在留資格、業種のほかジェンダーについてもそれぞれの項目とクロスで作成、公開すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
248	<p>「政府統計等における調査項目の見直し(73)」について、特定活動、定住者の告示別の許可件数等を把握されていないものと思われるが、これの統計を取られたい。</p> <p>また、同じく告示外のものであっても開示できる範疇でこれを開示してもらいたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
249	<p>個人情報ではなく、マクロデータ／メタデータとして、「今、日本における外国人受入れ状況のありのままの姿」を数字で把握し、データに基づきながら、短期的、そして中期的な政策を立案し、官民各セクター・国民全体が日本人と外国人（外国籍の人々）と暮らし、働く環境のためのよりよい行動を目指すことが重要といえる。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
250	<p>介護業界への就職等は人手不足の面からもぜひ進めてほしい。奨学金を給付する場合、養成施設卒業後、3年以上もしくは5年以上介護職に従事することを条件に盛り込むべきである。</p>	<p>本事業は、留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該経費の支援に係る経費を助成するものですが、奨学金の給付等に関する条件は、介護施設等と留学生との間で話し合っ決定すべき事項と考えております。</p> <p>引き続き、事業の実施主体である都道府県と連携し、円滑に事業を実施できるよう努めてまいります。</p>
251	<p>JICA海外協力隊事業の活用方法について詳しく知りたい。隊員の語学力などを活かすため、通訳や翻訳業など命や生活に関わることに優先して活用することを望む。</p>	<p>JICA海外協力隊帰国隊員は異文化コミュニケーションの理解も語学力も両方備え持つ存在として、共生社会を支える担い手として重要であり、地域コミュニティ等との橋渡し等、多様な形で活動を推進してまいります。</p>
252	<p>中長期在留者については、在留資格認定証明交付申請の際に、健康診断結果の提出を義務化することも検討すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
253	<p>外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくりの中に、事業主の責任の明確化・周知についてのセクションを加え、雇用主の責任について更なる周知及び啓発の検討を望む。</p>	<p>厚生労働省では、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めており、その周知啓発を行っています。</p>
254	<p>共生社会の基盤整備に向けた取組に関し、婚姻関係にある同性カップルに対する理解の啓発を推進することを望む。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくための取組を行っていくこととしております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を検討するに当たって参考とさせていただきます。</p>

255	<p>日本人の専門職向けの教育機会を増やすことに加え、介護福祉士等養成カリキュラムの改正を検討すべきである。</p>	<p>介護福祉士については、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応する必要があるとあり、介護保険サービスを利用する外国人高齢者も含め適切な対応を行う必要があると考えています。</p> <p>一方で、介護職としての専門的知識及び技術が習得できるよう十分な議論を踏まえ、令和元年度から、現在の養成課程となっていることから、「カリキュラムの改正」等については慎重な検討が必要です。</p> <p>介護支援専門員については、意思疎通を図ることが困難な外国人高齢者も含めて、自らの意思に基づき、自ら選択し決定していくことを支えられるようにすることは重要と考えており、このため、介護支援専門員が受講する研修において、利用者の意思表示や意思決定が難しい状態の利用者への対応検討や利用者支援をする上で必要となる社会資源の活用について盛り込んでいます。</p> <p>介護支援専門員が受講する研修のカリキュラム等の内容については、今後も引き続き、必要に応じて見直しを検討してまいります。</p> <p>地域包括支援センターについては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置することとしているところ、センター職員に係る独自の養成カリキュラムは規定していませんが、地域医療介護総合確保基金等を活用し、都道府県等が必要に応じてセンター職員の資質向上のための研修を実施することは可能となっており、地域特性に応じた対応力向上を図ることは可能と考えています。</p>
256	<p>「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」（29ページ）において、外国人が日本で生活していく上でのベースとなる在留資格に関して、支援や包摂の発想がなく、「管理強化」ばかりを打ち出している点は、重大な問題がある。</p>	<p>本ロードマップ（案）の目指すべき外国人との共生社会のビジョンの「個人の尊厳と人権を尊重した社会」では、全ての人が、社会の一員としてルールを守る社会であることが必要とされており、外国人との共生社会の実現に向けて、その基盤としての在留管理体制の構築に取り組んでいくこととしております。</p>
257	<p>「共に社会をつくる」ために必要なことは、「社会参加」（22ページ）ではなく「社会参画」である。</p> <p>そのために議論すべきは、外国人に対する国籍要件や任用制限の見直し、地方参政権付与であるはずだ。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、政府の公定解釈により「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」は、日本国民に限るとされており、外国人は、これらの公務員になることはできません。</p> <p>憲法第15条は、公務員を選定し、罷免することは、国民固有の権利であると規定しています。</p> <p>外国人への地方選挙権付与の問題については、民主主義の根幹に関わる問題であり、各党各会派において、御議論いただくべきものと考えています。</p>
258	<p>法改正して特別永住者、永住者など少なくとも長期に滞在する外国籍者への地方参政権を付与して、外国人も権利行使の主体として共生社会を支えるために政治参加を図る。</p>	<p>憲法第15条は、公務員を選定し、罷免することは、国民固有の権利であると規定しています。</p> <p>外国人への地方選挙権付与の問題については、民主主義の根幹に関わる問題であり、各党各会派において、御議論いただくべきものと考えています。</p>
259	<p>特定技能制度の見直しに当たっては、各産業分野の所管省庁の取組に加え、法務省においても、現実に現場で起こっている課題を調査・分析し、煩雑な手続の簡素化など、制度全般・運用の改善もお願いしたい。その際には、受入れ企業（特に中小・零細企業）、在留手続をサポートする行政書士からも意見を聞いていただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
260	<p>外国人が増加しだした1980年代から考えても、その間の「共生社会の実現」は十分ではなかったとするならば、その実現を阻んできた要因や背景を検討した上で、その課題を克服するために必要な施策が提示されるべきではないか。</p>	<p>本ロードマップ（案）の「1 基本的な考え方」において、在留外国人の状況の変化、これまでの政府における外国人との共生社会実現のための取組等及び課題等を踏まえて、本ロードマップを策定する意義等について述べております。</p> <p>また、本ロードマップ（案）においても、本ロードマップ（案）の「現状及び課題」を踏まえて、具体的な取組の検討を行ったものです。</p>
261	<p>人と人との平等なかかわりを醸成し、日本人と外国人が双方を大切にしていくため、例えば、技能実習生が選択の余地なく劣悪な労働条件下に置かれることは避けなければならない、然るべき救済手段が与えられるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
262	<p>「オンラインによる在留手続や電子届出の完全オンライン化等に係る検討（82）」について、本年度になって徐々に現実に利用できるようになってきているが、ユーザビリティ、ユーザーエクスペリエンスについては早急に見直すべき状況にあるため、改善を図られたい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
263	<p>外国人の人権尊重の点はとても重要であるが、加えて、「ビジネスと人権」という視点から、内外のサプライチェーンにおいて人権侵害がないことをチェック・確認する「人権デューデリジェンス（DD）」の重要性の周知、政府のガイドライン作成、関連経済団体の協力が不可欠である。</p>	<p>近年、国際社会において人権問題への関心が高まる中、日本政府として、セミナー等による産業界への周知・啓発活動等を通じて、企業に対して、サプライチェーンにおける人権尊重の取組を促しています。</p> <p>また、経済産業省において、3月9日に人権デュー・ディリジェンスに関して検討会を立ち上げ、業種横断的なガイドライン作りを開始し、今夏を目途に策定していく予定です。</p>
264	<p>日系4世の受入れ制度について、優良事例の周知に加え、関係団体や日系人社会への意見聴取と問題点の検証をし、制度改正や対外発信の強化を図るべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

265	「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」の検討には、厚労省との協働も検討いただきたい。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
266	「マイナポータル等を通じて必要とする情報を入力できるようにする。」とあるが、これは、各都道府県や市区町村などとも連携した情報サイトの構築を希望する。外国人の居住地によって必要な情報が異なるケースが多々あるので、より外国人にとって有効活用できるようにするための案である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。 なお、マイナポータルの利用の前提となるマイナンバーカードの普及及び利用の推進に向けた取組として、マイナンバーカードと在留カードの一体化について追記しました。
267	コンプライアンス的な施策（外国人への差別をなくすこと）と、活躍は、一直線上にデザインされる必要があることから、「外国人の社会参加」の表記は「外国人の社会参加と活躍」にすべき。	御指摘を踏まえ、「外国人の社会参加と活躍」に修正しました。
268	啓発活動に加えて、人種差別を禁止する法律を整備して、国として差別撤廃の規範を定める。	雇用、教育等、国民生活に密接な関わり合いを持つ公共性の高い分野については、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。
269	移民女性は、外国籍・外国出身であることによる不利益に加えて、女性であるという立場から交差的・複合的な差別に直面している。しかし、案にはジェンダーの視点が欠けている。	外国人との共生社会の実現に向けた施策については、実施状況の点検とともに、実態を把握した上で、必要な対応をとっていくことも重要と考えております。 本ロードマップ（案）では、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性に留意した上で「在留外国人に対する基礎調査」の実施や、統計の見直しなどによる実態把握を行っていくこととしています。 こうした実態把握をしつつ、頂いた御意見については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
270	「第1 基本的な考え方」は、在留外国人や外国人労働者の増加や多様化に関して、政府や各省庁において各種の施策が提言・実施されてきたことについて簡潔にまとまっており、5か年度のロードマップを策定することとなった経緯が分かりやすく示されている。 国として外国人施策に関する中長期的なビジョンを持つことに賛同するとともに、ぜひ実現に向けて取り組んでいっていただきたい。	賛同の御意見として承ります。 外国人との共生社会の実現に向けた中長期的なビジョンを実現できるように進めていくこととします。

第5 推進体制

271	PDCAサイクルを回す外国人政策は、外国人との共生社会の実現に向けた諸テーマにおいて、広く実施されることを期待する。 そのためには、KPIに設定する項目が、施策の浸透や周知ではなく、その施策を実施したことによる外国人の実体の変化について行われる必要がある。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
272	外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉となるほか、人口減少への対応という面からも重要である。 本ロードマップでは、中長期的な共生施策について具体的な目標・KPIと共に示された点で、意義深いものと高く評価する。新たに提示された施策を含め、迅速且つ実効性ある展開や、KPIによる適時適切な進捗管理の実施を期待する。	賛同の御意見として承ります。 御意見を踏まえ、本ロードマップ（案）に基づき、外国人との共生社会の実現に向けて各施策を実施してまいります。
273	今回のロードマップでは「KPI指標」の欄に数値目標が記されたものは、かなり少なく、指標となる項目名のみを示したものが比較的多く見られた。これでは、到達度の確認・評価は、抽象的なものになってしまう可能性があるのではないかとと思われる。KPIの設定をこれからのようにされるのか、例えば地方公共団体にゆだねるのか等について見解をお伺いできれば幸いである。	本ロードマップの毎年の点検においては、5年後の目標達成の度合いを評価するため、設定したKPIについて、定量的に数値化できる施策については、その数値上の達成を、定量的に数値化できない施策については、具体的な取組を実施等できたかどうかを点検することとしています。 また、設定したKPIについて、定量的に施策の進捗状況を把握することはできるものの、具体的な数値を目標として掲げることができない施策については、モニタリング指標を設定することにより、その進捗状況を把握することとしています。 なお、毎年行う実施状況の点検において、必要に応じてKPIを見直すこととしています。
274	政府においては、在留外国人に関する様々な施策や取組が行われてきたが、これらの施策について進捗状況やその成果が1か所で確認できるように進めていただきたい。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
275	ロードマップの推進に関し、「1 計画期間」「2 実施状況の点検等」について異存ありませんが、毎年度の点検・確認と見直しを徹底していただければと思います。 ただし、各府省庁にまたがって複数年度計画の施策・取組を推進していくものであるため、それぞれの状況を見失わないようできるだけ全ての施策とその関係性が見渡せる形の情報公開をあわせて実施していただきたい。	毎年度の点検・確認と見直しの徹底をすべきという御意見を踏まえ、毎年の点検に当たっては、有識者の意見を聴くこととしました。 頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。

その他		
276	意見募集を日本語限りとしている理由は何か。英語だけでも受け付けるべきである。	パブリックコメントは、原則として日本語を使用するものとされており、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
277	意見募集期間が12日間しか設けられておらず、意見募集が形式にすぎない。最低3週間の期間を設けるべきである。	本ロードマップ（案）は、本年度から実施することとしており、具体的な取組を速やかに実施する必要があります。 なお、本パブリックコメントは、任意に行っているものであり、任意で実施されている他のパブリックコメントの募集も参考にしつつ、意見募集期間を設定しました。
278	意見募集期間が30日未満である理由は何か。	本ロードマップ（案）は、本年度から実施することとしており、具体的な取組を速やかに実施する必要があるためです。 なお、本パブリックコメントは、任意に行っているものであり、任意で実施されている他のパブリックコメントの募集も参考にしつつ、意見募集期間を設定しました。
279	5年間の中期ビジョンの策定に関して、12日間だけの意見募集は短すぎる。少なくとも30日とすべきである。	本ロードマップ（案）は、本年度から実施することとしており、具体的な取組を速やかに実施する必要があるためです。 なお、本パブリックコメントは、任意に行っているものであり、任意で実施されている他のパブリックコメントの募集も参考にしつつ、意見募集期間を設定しました。
280	趣旨には賛成である。財源はどこから捻出するのか。	各府省庁において必要な予算を要求するなどし、適切に対応してまいります。
281	財源はどこから捻出するのか。	各府省庁において必要な予算を要求するなどし、適切に対応してまいります。
282	現状において、外国人労働者の人権が守られておらず、支援にアクセスできない多くの人を取りこぼすことになるのではないかと。この政策にどのくらいの予算をつけるのか。	本ロードマップ（案）では、全ての人々が「安全に安心して暮らすことができる社会」「社会に参加し、能力を最大限発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を、目指すべき外国人との共生社会の実現のためのビジョンとしており、こうした社会の実現に向けて、各府省庁において必要な予算を要求するなどし、適切に対応してまいります。
283	母国で借金を背負って来日する現行の技能実習制度は見直す又は廃止すべきである。	様々な御意見・御指摘を踏まえて、引き続き総合的に検討してまいります。
284	技能実習制度は長期的に日本で暮らすことを前提としていない制度設計のため、「社会の一員」としての実習生の人権が、監理団体や実習先でないがしろにされている実態がある。制度の構造上、実習生が労働力や金銭の搾取の対象にされやすいことも問題である。ビジョン②の実現のためには、技能実習制度を廃止し、正面から移民を受け入れる体制を作ることが必要。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
285	「偽装滞在者」として犯罪に結びつけるのではなく、長年にわたり大量の「偽装滞在」を生み出している外国人技能実習制度こそをすぐに廃止すること。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
286	入管収容施設に収容されている外国人の人権が尊重されているとは言い難く、政府は、人権問題を改善すべきである。	入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令の通り、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き、出入国在留管理庁のホームページで公表している12項目の改善策の着実な実施に取り組んでまいります。
287	収容所の長期収容を是正し、収容されている方の人権が守られるようにすべきである。	入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令の通り、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き、出入国在留管理庁のホームページで公表している12項目の改善策の着実な実施に取り組んでまいります。
288	入管施設内に収容されている外国人の人権問題を改善すべきである。	入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令の通り、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き、出入国在留管理庁のホームページで公表している12項目の改善策の着実な実施に取り組んでいきたいと考えております。
289	仮放免者の待遇を改善すべきである。	（御指摘の「仮放免者の待遇」の趣旨が明らかではありませんが、）一般論として、入管法令に従い手続を進めた結果、退去強制が決定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は本人の資産や、身元保証人、家族等の支援によって賄われることを想定しています。
290	国際法違反とされる長期収容問題を是正すべきである。	入管法に違反して退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であることから、迅速な送還の実現のため、引き続き必要な取組を行ってまいります。
291	「仮放免」であっても、別の在留資格への申請を簡略に行える制度を設けるべきである。	一般論として、法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であると考えています。
292	外国人の人権の尊重に関し、収容されているとはいえ、人権は尊重されなければならない。暴力行為や心身に関わるいじめ、病気などへの対応を改めるべきである。	入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令の通り、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き必要な取組を行ってまいります。

293	<p>入管庁が2021年12月に発表した「現行入管法上の問題点」という資料の中で、「共生社会」について「我が国に外国・在留する全ての外国人が適正な法的地位を保持することにより、外国人への差別・偏見をなくす。日本人と外国人が互いに信頼し、人権を尊重する」とし、「適正な法的地位を保持しない外国人は差別・偏見の対象とされ、不信の対象となり、人権が尊重されない」ことを示唆しており、多文化共生社会の本来の趣旨に反する。</p>	<p>御指摘の「現行入管法上の問題点」は、送還忌避・長期収容問題等、現行法上で生じている問題点等について御理解をいただくために公表したものであり、「適正な法的地位を保持しない外国人は差別・偏見の対象とされ、不信の対象となり、人権が尊重されない」ことを示唆したものではありません。</p>
294	<p>多文化共生の法制上の基礎となるものとして、外国人入管法、民族マイノリティ人権基本法の制定が必要である。</p>	<p>雇用、教育等、国民生活に密接な関わりを持つ公共性の高い分野については、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。</p> <p>こうした中、包括的な差別の禁止に関する法律については、その制度の要否も含めて、様々な御意見があり、政府全体として慎重な検討を要するものと考えております。</p>
295	<p>法務省は、難民認定申請者・被仮放免者への偏見を助長する広報をすべきでない。</p> <p>入管庁は、被仮放免者の仮放免許可条件に「職業・報酬を受ける活動の禁止」を原則として付すべきでない。</p>	<p>（御指摘の「難民認定申請者・被仮放免者への偏見を助長する広報」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、）これまで出入国在留管理庁においては、総合的対応策に基づき、外国人との共生に関する啓発活動に取り組んできており、今後一層の推進を図っていくこととしています。</p> <p>また、一般論として、法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は、本人の資産や、身元保証人や家族の支援等によって賄われることを想定しています。</p>
296	<p>政府は被仮放免者の行政上の便益を削減する施策をすべきでない。特に、社会保険に被扶養者として被仮放免者が加入することについて、近年から、法令の根拠もなく拒絶するようになった扱いを止め、元の通り加入を許すべきである。</p>	<p>国民健康保険は、就労を適用要件としておらず、日本国内に住所を有する者に適用することとしており、外国人についても、適正な在留資格を有し、住所を有している場合には、原則として適用対象としています。このため、仮放免中の外国人は、適正な在留資格を所持しておらず、住民票もないため、国民健康保険制度の適用対象とすることは困難です。</p>
297	<p>「仮放免」者は、健康医療保険制度がなく、労働もできないため、生活に困窮している人が多い。仮放免者に対しても、「安全・安心な社会」「個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」とのビジョンを持って接してほしい。</p>	<p>一般論として、法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は、本人の資産や、身元保証人や家族の支援等によって賄われることを想定しています。</p>
298	<p>外国人同士の同性パートナーには「特定活動」の在留資格を認めているのだから、日本人の同性パートナーである外国人についても日本で生活するための前提となる在留資格を認めるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
299	<p>外国籍保有者と日本国籍保有者の同性カップルに対する法的保護を政策課題として掲げるべきである。異性愛者に対しては「配偶者」という在留資格で「婚姻の自由」が保障されているのに対して、同性愛者は「婚姻の自由」を保障する目的で設けられたのではない他の在留資格の副次的効果としてしか親密な関係性を追求する術が残されておらず、不平等である。事実婚を遂げている同性の国際カップルに対しても、少なくとも、事実婚を遂げている異性の国際カップルと平等に在留資格が付与されるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
300	<p>日本国籍及び外国籍の同性カップルに対し、異性カップルと同様に「配偶者」としての活動を行うための在留資格が与えられるべきである。</p> <p>異性愛者に対しては「配偶者」という在留資格で「婚姻の自由」が保障されているのに対して、同性愛者は「婚姻の自由」を保障する目的で設けられたのではない他の在留資格の副次的効果としてしか親密な関係性を追求する術が残されておらず、不平等である。事実婚を遂げている同性の国際カップルに対しても、少なくとも、事実婚を遂げている異性の国際カップルと平等に在留資格が付与されるべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
301	<p>日本人の外国人同性パートナーが日本に滞在できる在留資格、永住者として安心して暮らすことができる制度を整備すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

302	日本人の外国人同性パートナーや同性婚が法制化されていない国の出身者同士の場合に、配偶者としての在留資格と同等の在留資格を認めるべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
303	「外国人との共生社会の実現」のために「多様性に富んだ活力ある社会」、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」を目指すべきビジョンとして掲げるのであれば、すでに日本人と生計をともにしている外国人が、異性カップルでも同性カップルでも安心してくらせる仕組みがぜひ必要。ぜひ「日本人の外国人同性パートナー」の在留資格の在り方を検討して、定住、永住につながる仕組みを設けてほしい。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
304	同性婚については諸外国では認められつつある権利であるが、日本では認められていないことで不安定な状態に置かれており、これは避けるべき事態であって、制度の改善を求める。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
305	ウクライナ避難民と難民申請中の人々との待遇の差が気にかかる。難民申請中の人々についても、人道的、人権的に守られ、早期に審査が完了することを望む。	ウクライナ避難民に対する現在の我が国の対応は、ウクライナが瀕する危機的状況を踏まえた緊急措置として、避難される方々にまずもって安心できる避難生活の場を提供すべく、政府全体として取り組んでいるものです。 そのため、現在のウクライナの方々への対応と、それ以外の方々への対応は、一概に比較できるものではないと考えております。難民の認定は難民条約等で定める「難民」の定義に従い、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、適切に認定してきました。 また、条約上の難民とは認定できない場合であっても、本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。 今後とも、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護してまいります。
306	ウクライナから日本に来た方たちに対する対応が含まれていないのであれば、ロードマップに含めることを望む。	本ロードマップ（案）は、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的な課題及び具体的施策を示すことを目的として策定するものであり、本ロードマップ（案）の施策の対象には、ウクライナ避難民も含まれます。 なお、ロードマップは中長期的な施策を示すものであるため、現在、政府が行っているウクライナ避難民に対する緊急措置に係る施策については、ロードマップの対象となりません。
307	現在ウクライナ人と同様な命の危機にあったウクライナ在住外国人の日本受入れは認められていないが、日本入国を望む生命の危機にある外国人は一律に扱い、差別すべきではない。	頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
308	退避民の認定は政府が行う。政府は、アフガン人やウクライナ人等の実例から認定基準を策定する。身元引受人は必要ないこととすべきである。	頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
309	入国後就職・就学等が決定するまでの間の滞在先として民間の退避民シェルター設置・既存施設の活用を奨励し、退避民を受け入れた場合は、宿泊料・人件費等を政府が助成する。また、就職・就学の為のマッチングセンターを全国の拠点都市に設置する。	頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
310	退避外国人の受入れについて、市区町村及び各教育委員会が使いやすいマニュアルを整備する。また、退避外国人の定住支援に市区町村及び各教育委員会が必要とする予算が機動的に支出されるような基金と仕組みをつくる。さらに、国際交流協会等民間団体による退避民支援活動に必要な助成基金を創設し、これも機動的に支出されるようにする。	頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
311	受入れ先の市区町村では、民間の経済団体、教育施設、及び国際交流団体等でコンソーシアムをつくることを奨励し、このコンソーシアムで緊密に連絡・連携をとりつつ、退避外国人の支援を行う。	頂いた御意見は、今後、避難されてきた外国人への支援の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
312	ウクライナから庇護を求めて来日する人たちを積極的に受け入れているいまこそ、国際基準に基づき難民認定制度を抜本的に改革し、難民認定・支援を促進すること。	我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定し、難民とは認定できない場合であっても、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めています。 この点、難民条約上の難民は、迫害を受けるおそれがある理由が条約上の5つの理由に該当する場合に限られており、内戦や戦争で戦闘に巻き込まれて命を落とすおそれがある者などは、必ずしもこれに該当せず、条約上の難民に該当しない場合があります。 そこで、法務省では、難民条約上の5つの理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者を「補完的保護対象者」として認定し、保護する制度の導入を検討しています。 引き続き、真に庇護を必要とする者の確実な保護に取り組んでまいります。

313	<p>入管では頻りに暴力や暴言が行われているというニュースが流れ、そのような噂が優秀な外国人を遠ざけてしまっているのではないかと情報開示や改善が急務である。</p>	<p>入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令にのっとり、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き、出入国在留管理庁のホームページで公表している12項目の改善策の着実な実施に取り組んでいきたいと考えております。</p>
314	<p>外国人との共生社会に入管が取り組もうとしていること自体は大変喜ばしいことだが、入管について、暴力等の犯罪を自浄できる組織でなければならない。 死亡事件、外国人への暴力に関する報告が出ている中、入管を信用することができるのか。</p>	<p>入管収容施設における被収容者の処遇については、関係法令にのっとり、被収容者の人権に配慮した対応の徹底に取り組んでいるところ、引き続き、出入国在留管理庁のホームページで公表している12項目の改善策の着実な実施に取り組んでいきたいと考えております。</p>
315	<p>牛久をはじめとする入管庁の収容施設で働く職員の退職率は非常に高いと聞く。一方、彼らのメンタルサポートについては、外国人との共生社会のテーマからこぼれ落ちる傾向にある。外国人により良い対応を行う上でも、収容施設で勤務する入国警備官の就労環境の改善に取り組んでいただきたい。 入管の収容施設における人権問題についての理解を高める上で、収容施設に勤務する入管庁入国警備官が、法務省矯正研修所において、矯正局の刑務官と合同の研修を受ける環境を整備してはどうか。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
316	<p>各府省庁でどんなことが行われているのかが分かりにくく、情報が届かず活用されていないということがある。そこで、国内における全ての施策・取組を取りまとめる部門が必要ではないかと感じる。理想的には、その部門の地方組織として各都道府県及び政令指定都市に外国人支援等に係る情報を一元的に集約し、実務を担当する部署やセンターなどを設置することができると思う。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
317	<p>出入国在留管理局職員の外国人に対する偏見や権利利益を尊重しない姿勢、現状の認識不足などにより、在留資格の更新・変更、在留特別許可において不当な判断がされ、「共生社会」において一番重要な基盤となる在留資格がなくなってしまうことについて、課題を認識していただきたい。</p>	<p>出入国在留管理庁においては、入国を認められた外国人が与えられた在留期間を超えて本邦に在留する、又は在留目的を変更して引き続き本邦に在留するための申請をした場合に、日本社会の利益や安全などに配慮しつつ入管法に定められた在留資格による活動に該当するかどうかを審査することで、外国人の在留の適正な管理を行っています。 入管職員の人権意識に関する様々な御意見を重く受け止め、職員の意見を集約して「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定するなどして、職員の意識改革に取り組んでいます。</p>
318	<p>入管職員の共生社会の実現に向けた意識醸成について、最優先に取り組むをお願いしたい。具体的には、入管内における研修のみならず、支援の現場との交流あるいは支援の現場の方々を入管内に受け入れられる枠組みについて意見する。</p>	<p>全ての入管職員の意識改革のために「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定し、その着実な浸透を図ってまいります。 頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
319	<p>出入国管理をする現場にそもそも外国人を起用していることこそ非常に問題があると思う。</p>	<p>出入国在留管理の現場の国家公務員として、外国人は採用しておりません。</p>
320	<p>外国人受入れと同時にスパイ防止法を設けることを望む。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
321	<p>日本が法治国家であり、外国籍であっても日本の法に従って裁かれるということを明示すべきである。</p>	<p>本ロードマップ（案）においては、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの1つとして、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」を掲げており、そのためには、全ての人が社会の一員としてルールを守る社会であることが必要である（ロードマップ（案）4ページ参照）としています。 具体的取組について、適切に対応してまいります。</p>
322	<p>外国人の受入れ及び共生社会について、国民が外国人の受入れや外国人との共生を肯定的に受け止められるような啓蒙が重要であることを記載すべきである。</p>	<p>外国人を含む全ての人が共に社会をつくっていくことの意義等について、国民の幅広い理解が必要であると認識しております。これまで、共生社会の実現に向けた意識醸成に関する取組を推進してきましたが、本ロードマップ（案）にもあるとおり、啓発活動や学校教育における共生のための教育の推進を行うなど、更に意識醸成に関する取組を推進していきます。</p>
323	<p>もし留学生を増やすという施策を行うのであれば、奨学金制度を充実させるか、そもそもギリギリの経済力の留学生を受け入れるべきではないと思う。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
324	<p>「家族滞在」の在留資格で在留する人は、現在人材不足とされる飲食や宿泊、清掃などの分野で働いていることがあるため、週28時間の就労制限を撤廃した方がよい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
325	<p>労働力不足という理由で外国人を増やし続けるのはやめたほうがよい。 仕事のない日本人を、どうにか必要としている企業に誘導することに、国は力を注ぐべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

326	IOMの行う自主的帰国及び社会復帰支援のような安全で尊厳ある帰国等を含めた人の異動に係る多様な選択肢を検討し、促進することを望む。	引き続き、IOMの協力による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施し、自主的な帰国を促進してまいります。
327	受入れ環境づくりについて、生活面だけではなく、諸外国と比較した際の高い税金等が受入れに当たっての大きなハードルとなっている税の課題については国家戦略として見直すとともに、外国人材の視点にたった魅力的な環境づくりについて積極的に検討されたい。	頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
328	入管の諸申請について、受益者負担にすること、審査にかかる人件費などを計算し、適正な金額を手数料として支払ってもらうべきだと考える。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
329	行政書士など実務家を関係閣僚会議に登用してほしい。	「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」は、関係閣僚を構成員としています。
330	「家族滞在」の在留資格で在留する子どもについて、現状では、高校卒業後、「定住者」又は「特定活動」への変更をしようとする際、企業からの内定を必要としているところ、少なくともN2所持者については、内定がなくとも変更を許可する方向での検討を望む。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
331	外国人の出入国・在留に関する行政について、行政手続法の適用排除を撤廃するべきである。	行政手続法（平成5年法律第88号）は、一般的なルールとなるべきものを定めた法律であり、極めて広い範囲にわたる行政の全てに一律に適用することが適当でないこともあります。それ故、外国人の出入国・在留に関しては、国家主権に関わるものであるため一般法たる行政手続法からは除外されていますが、個別法たる出入国管理及び難民認定法において必要と判断される手続保障を別途定めております。
332	在留期間更新不許可処分等を受けた場合に、裁判を受ける機会を実質的に奪われることのないよう制度を設けるべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
333	在留資格の創設と撤廃に関し、多文化共生の推進を所掌する機関を基盤として、人口政策・産業・経済政策・労働政策・文化政策・児童福祉及び教育政策・多文化共生政策・地域コミュニティ政策・人権保障などの総合的な政策として検討されるべきである。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
334	外国人に住民投票の際の投票権を付与した市区町村の経験等に倣って、外国人側が意見表明する制度を設けるべきである。	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、地域における事務等に関して条例を制定することができ、条例に基づく住民投票における外国人住民の参加のあり方については、各地方公共団体において適切に判断されるべきものと考えます。
335	入管庁が在留特別許可ガイドラインを遵守することが必要である。	在留特別許可に係るガイドラインは、在留特別許可の許否の判断に当たって考慮する諸般の事情をまとめたものであって、基準を定めたものではありませんが、積極要素として評価する事情の例として出頭申告したことを掲げるなどしているところ、在留特別許可の許否の判断に当たっては、同ガイドラインを踏まえ、個別の事案ごとに、考慮すべき事情を適切に考慮しつつ諸般の事情を総合的に勘案して行っております。
336	公職について、「当然の法理」によって、外国人を民生委員等、一定の職から排除しているが、外国人の高齢化が進む中で、国籍にかかわらず就任できることが誰もが安心して地域生活を営む際の基盤になるはずである。	御指摘のとおり、政府の公定解釈により「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」は、日本国民に限るとされており、外国人は、これらの公務員になることはできません。これを踏まえて、外国人との共生社会の実現に向けて、ロードマップ（案）を作成しております。また、民生委員については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項により民生委員は児童委員に充てられていますが、児童委員は児童福祉法第29条に基づく立ち入り調査権を有しており、民生委員・児童委員は公権力を有する特別職の地方公務員と解されること、公権力の行使及び外国人の公務就任権について言及されている平成17年の最高裁判決（平成10（行ツ）平成17年1月26日最高裁判所大法廷判決）の趣旨に鑑み、現段階では外国人を民生委員・児童委員に任用することは不可能であると考えています。
337	公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきである」とする見解から決別することを目指した上で、常勤の公務員をはじめ「当然の法理」によって妨げられている公職へのアクセスを認めるという方向性を示す必要がある。	御指摘のとおり、政府の公定解釈により「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」は、日本国民に限るとされており、外国人は、これらの公務員になることはできません。これを踏まえて、外国人との共生社会の実現に向けて、ロードマップ（案）を作成しております。
338	これ以上の受入れはやめてほしい。日本で犯罪を犯した者は、即強制送還すべきである。	出入国在留管理及び難民認定法に違反して退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であることから、迅速な送還の実現のため、引き続き必要な取組を行ってまいります。

339	日本で犯罪を犯した者は、二度と日本に来れないようにルールを厳しくすべきである。	出入国管理及び難民認定法では、第5条に上陸拒否事由を定めており、そのうちの第1項第4号では、執行猶予の場合を含む1年以上の懲役、禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのあることを上陸拒否事由としています。また、本邦で罪を犯し、そのために退去強制された場合、その事実自体が上陸拒否事由に該当する可能性があります（入管法第5条第1項第9号及び第10号）。
340	移住労働者権利条約の批准及びその他国連人権条約の諸規約に関する個人通報制度を導入すべきである。	移住労働者権利条約については、移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているものの、平等性や、国内制度等との兼ね合いで検討を要する規定が多いことから、既存の制度やそれに関する検討状況を尊重・注視しつつ、同条約の批准については、引き続き慎重に検討してまいります。 個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しています。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めてまいります。
341	移住労働者権利条約（すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約）を締結するとともに、主要な人権条約に設けられている「個人通報制度」を受け入れること。さらに、締結している条約であっても、留保や解釈を廃して完全実施を図ること。	移住労働者権利条約については、移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているものの、平等性や、国内制度等との兼ね合いで検討を要する規定が多いことから、既存の制度やそれに関する検討状況を尊重・注視しつつ、同条約の批准については、引き続き慎重に検討してまいります。 個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しています。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めてまいります。 我が国が締結している条約については、引き続き日本政府として誠実に遵守してまいります。
342	近年大きな問題となっている非人道的な入管行政の改革について、ロードマップ内で明確な記載がない。適切な出入国管理は国にとっても重要な業務であるが国連人権委員会から指摘されている懸念点を放置しては共生社会を作ることはできない。重要項目として検討すべきものである。	出入国在留管理行政においては、入管職員の人権意識に関する様々な御意見を重く受け止め、職員の意見を集約して「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定するなどして、職員の意識改革に取り組んでいます。
343	我が国に居住する生活者としての外国人の環境整備の視点に加え、移民受入れの基本的な考え方や目標・戦略について定める「移民基本法」の制定や、政府の外国人受入れ・共生政策推進体制の更なる整備についても、引き続きあわせて検討されたい。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
344	「外国人との共生社会」を謳っているにもかかわらず、移民に関する議論がないことが疑問である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
345	正面から「移民」を受け入れる前提で進めない限り、「様々な背景を有する外国人を含む全ての人が能力を存分に発揮し社会の一員として活躍する」社会の実現は難しいのではないか。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
346	ILO111号条約（雇用及び職業についての差別に関する条約）、ILO189号条約（家事労働者の適切な仕事に関する条約）、ILO190号条約（暴力とハラスメント条約）を締結すること。	御指摘の条約については、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行ってまいります。
347	国際人権基準に基づき人種差別禁止法をはじめ、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムを国内法の整備と政府から独立した国内人権機関を設置するという方針を述べる必要がある。	人種差別を禁止する法律の整備については、雇用、教育等、国民生活に密接な関わり合いを持つ公共性の高い分野について、各分野における個別の関係法令に差別禁止規定があり、これにより、不当な差別の防止が図られております。 ヘイトスピーチについては、その解消のため、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）を整備済みです。捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処しております。 また、人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況を踏まえ、不断に検討しております。
348	国内外の労働移動などの適切な実態把握のため、外国人材送出し国側の視点から、日本と競合する国の外国人受入れ制度を調査し、国際比較を示すことは有益である。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
349	技能実習制度と特定技能制度を、整合性のある一貫した制度にするという方向性を打ち出す。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
350	受け入れる外国人の本国の情勢、世界的な外国人の移民情勢などを専門的に研究し、その研究結果を基に、外国人受入体制を整えた方がより効果的だと考えるので、出入国・在留・移民等に関する専門の研究機関の設置を希望する。	令和3年度に「入管政策課題研究」として、法務省出入国在留管理庁の所管に属する諸問題につき、職員に一定期間専門的な調査・研究に従事させる制度を創設しました。 令和4年度以降、同制度の実施方法や期間等の見直しを行うとともに、法務省出入国在留管理庁の所管に属する諸問題についての調査・研究を行うこととしています。

351	<p>産業分野に重要な産業政策は、外国人労働者の供給ではなく、DXによるドラスティックな生産性向上や、中小企業の企業統合の促進、雇用維持困難に対するセーフティネット（例えば就労者に対するアンラーニング・リスクリングなどによる他産業への移動促進など）といった施策であり、「外国人」問題としてとらえず、国全体の視点での横ぐしの通ったデザインではないのか。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
352	<p>外国人の受入れを、日本国内の少子化、労働力減少対策のみとして捉えるにはもったいない事実といえる。 私たちはもっと外に目を向けるべきで、例えば、日本で学び、日本の企業や団体などで働いた経験をもとに起業し、日本と母国の市場を結んでビジネスを行う起業家育成については、もっと本腰を入れて行われるべきと料する。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
353	<p>DVからの避難が困難になり、暴力のある家庭に育った子の中で一定人数が、非行などの影響を受けてしまうにもかかわらず、素行不良として、退去強制の対象になり得る状況では、共生社会でも、外国人が安心して暮らせる社会でもない。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
354	<p>DVから避難した際に、在留資格を失うケースがある。このような入管の対応は、DVからの避難のハードルを上げ、DV被害を深刻化・長期化させる面があることを認識いただきたい。 現状、日本政府が「第6回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」において述べた方向性が守られているとは思えず、DV被害者の現実、被害者支援の現実を認識し、DV避難を妨げるような入管行政に変化を求める。</p>	<p>出入国在留管理庁では各種研修や日常業務を通じDV事案について関係機関と相互に協力するよう努めております。 また、配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している外国人からの在留期間更新許可申請等について、御指摘の回答（「第6回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」）で述べているとおり、個々の事情を考慮した上で、適切に対応しております。</p>
355	<p>入管職員は、義務的な研修に加え、地域の関係者会議に広く参加するべきである。 また、法務省矯正局や配偶者暴力相談支援センターなど当事者支援の現場で働かれてきた方の出向の受入れを推進すべきである。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

番号	修正内容	修正理由
パブリックコメント提出意見以外での修正		
1	取組27について、「外国人に対する情報伝達手段の多様化を進め、～」を、「多様な外国人の情報入手手段に対応した～」と修正。	取組27（再掲の77を含む。）の3段落目について、同一の取組である取組15と同一の記載とするため。
2	脚注15について、「令和3年8月に設置した」を「令和3年（2021年）8月から開催した」に修正。	審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）は、「懇談会等」について、恒常的に設置する組織であるとの誤解を招く表現を用いないようにするとしており、審議会等との区別を明確にした上で意見聴取の場とすることに留意する必要があることから、「設置」という表現は適切ではないと考えられるため。
3	脚注17について、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」から「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）（速報）」へ、全高校生等の中途退学率について「1.3%」から「1.0%」へ、日本語指導が必要な高校生等の中途退学率について「9.6%」から「5.5%」へ修正。	最新の調査結果（令和3年度調査結果）を反映。
4	取組44について、「「外国人学校の保健衛生環境整備事業」において、外国人学校に向けた相談窓口の設置や地方公共団体の取組への支援等を実施する」から、「「外国人学校の保健衛生環境整備事業」において実施する、外国人学校に向けた相談窓口の設置運用や地方公共団体における支援の在り方についての調査研究等を通じて得られた成果の発信に取り組む」と修正。	ロードマップが令和8年度までを対象期間としていることを踏まえ、「外国人学校の保健衛生環境整備事業」の実施のみでなく、事業期間内及び事業期間終了後に取組予定の成果の発信も含めた内容とし、正確な記載とするため。
5	取組74について、「統計基盤」から「基盤」を削除。	「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤」（統計法（平成19年法律第53号）第1条）とあり、公的統計は行政利用だけではなく、社会全体で利用される情報基盤であり、「統計基盤」から「基盤」を削除するのが適当であると考えられるため。
6	取組91について、「製造業の3分野（素形材産業、産業機械製造業及び電気・電子情報関連産業）」から「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」と修正。	令和4年5月25日、「素形材産業分野」、「産業機械製造業分野」及び「電気・電子情報関連産業分野」の3分野を統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」（新分野）とする関係省令等が公布・施行されたため。
7	取組92及び具体的施策に係る工程表92の概要欄について、「特定技能外国人に必要な情報が適切に伝わるよう、業界団体等からの意見を踏まえ、提供する情報や提供方法について検討し、検討を踏まえ効果的に情報提供を行う。」から、「在留資格「特定技能」に係る建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業及び宿泊業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。」と修正。 また、具体的施策に係る工程表92の「分野別協議会等を通じた情報提供」に関する今後5年間の取組内容について、「業界団体等からの意見を踏まえ、提供する情報や提供方法について検討し、情報提供を行う。」を「分野別協議会等を通じ、特定技能外国人にとって有用な情報の提供」と、KPI指標について、「意見・検討を踏まえ、情報提供を実施」を「特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施」に、「聴き取り・検討を踏まえ、必要な施策を実施」を「受入れ企業における人材育成環境の整備」と修正。	修正箇所に係る原案の記述ぶりでは、本施策が在留資格「特定技能」のうち国土交通省所管分野についてのものであることが不明確であるところ、取組89～91と平仄を合わせて、これを明確化する修正を行った。 また、修正箇所の原案の記述ぶりでは、取組内容及びKPI指標が曖昧、不明確なものとなってしまうため、取組89～91の記述ぶりを参考に、これらとも平仄をとりつつ、取組内容等を具体化・明確化する修正を行った。
8	取組95について、「外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例」から、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」と修正。	国家戦略特別区域制度により措置されて活用の促進が図られるのは、「外国人美容師の就労に係る在留資格について」ではなく、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」であるため、表現の正確性を期したものの。